

平成28年定例会 健康福祉病院常任委員会

説明資料

《議案補充説明》

頁数

1 【議案第120号】

三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例案について・・・1

《所管事項説明》

1 「『平成28年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」

への回答について・・・3

2 三重県アルコール健康障害対策推進計画（仮称）の策定について・・・4

3 三重県手話施策推進計画（仮称）の策定について・・・9

4 地域医療構想の策定について・・・13

5 地方独立行政法人三重県立総合医療センター

第二期中期計画（中間案）について・・・22

6 医師・看護職員確保対策について・・・28

7 平成27年度版みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書について・・・34

8 「みえの出逢い支援事業」に関する取組について・・・37

9 「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく年次報告について・・・40

10 三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画の改定について・・・43

11 国児学園のあり方検討について・・・47

12 社会福祉法人制度改革について・・・48

13 社会福祉施設の入所者等の安全対策について・・・50

14 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について・・・59

15 各種審議会等の審議状況の報告について・・・70

《別冊》

（別冊1）地方独立行政法人三重県立総合医療センター第二期中期計画（中間案）等

（別冊2）みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書

（別冊3）「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく年次報告書

（別冊4）指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（平成27年度）及び全期間評価

平成28年10月5日

健康福祉部

1 三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

民生委員は市町におかれ、その定数については、民生委員法に基づき、厚生労働大臣の定める基準を参酌し、市町の意見を聴いたうえで、各市町の実情に応じて「三重県民生委員定数条例」で定めています。

現在の民生委員の任期は、平成28年11月30日までとなっており、12月に民生委員の一斉改選が行われますが、今回の一斉改選に向けて、各市町に民生委員の定数要望の聴き取りを行ったところ、高齢者の増加や宅地開発による人口の増加等を理由として、定数増の要望があったため、当該条例を改正しようとするものです。

2 改正内容

市町ごとの民生委員の定数の改正案は、2頁の表のとおりです。

数に増減のある市町について、改正後定数（案）のとおり、民生委員の定数を改正します。

3 施行期日

平成28年12月1日

別紙

市町ごとの民生委員定数改正案

市町名	現定数 (H27. 4. 1~H28. 11. 30)		改正後定数 (案) 任期 (H28. 12. 1~H31. 11. 30)		増減数	
		うち主任 児童委員		うち主任 児童委員		うち主任 児童委員
津市	600	44	612	46	12	2
四日市市	592	54	602	55	10	1
伊勢市	302	28	305	28	3	
松阪市	380	27	387	27	7	
桑名市	254	24	254	24		
鈴鹿市	362	33	370	35	8	2
名張市	182	16	186	16	4	
尾鷲市	59	3	59	3		
亀山市	98	9	98	9		
鳥羽市	56	3	56	3		
熊野市	82	4	82	4		
いなべ市	101	8	101	8		
志摩市	140	11	140	11		
伊賀市	300	28	309	32	9	4
木曾岬町	13	2	13	2		
東員町	52	4	52	4		
菰野町	76	5	77	5	1	
朝日町	17	2	17	2		
川越町	26	2	28	2	2	
多気町	40	2	40	2		
明和町	51	3	51	3		
大台町	50	3	50	3		
玉城町	35	2	35	2		
度会町	24	2	29	2	5	
大紀町	41	2	41	2		
南伊勢町	59	3	60	4	1	1
紀北町	70	4	70	4		
御浜町	32	2	32	2		
紀宝町	41	3	41	3		
県 計	4,135	333	4,197	343	62	10

※民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねています。

また、主任児童委員は、児童福祉法により、知事の推薦に基づき、民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣が指名することになっています。

1 「『平成28年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

第2編（第二次行動計画の取組）

健康福祉病院常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
121	地域医療提供体制の確保	健康福祉部 医療対策局	看護師確保対策については、勤務実態調査で把握した詳細データを活用するなど、より積極的な取組を進められたい。	勤務実態調査の結果をふまえ、医療勤務環境改善支援センターにおける個別の相談対応や「女性が働きやすい医療機関認証制度」で認証された取組を紹介して医療機関の取組を促すなど、引き続き勤務環境の改善等に取り組んでいきたいと考えています。
122	介護の基盤整備と人材の育成・確保	健康福祉部	認知症サポーター養成について、養成後の地域での活用について検討されたい。	認知症サポーターの活動に義務はなく、地域において可能な範囲で見守りや手助け等をしてもらうこととなりますが、国においてさらなる活用を進める動きもあることから、国の動向を注視したうえで有効な活用策を検討していきたいと考えています。
131	障がい者の自立と共生	健康福祉部	18歳以上で障害児入所施設に入所している過齢児の地域移行については、各施設の経営の状況も勘案して柔軟に対応されたい。	過齢児については、平成30年4月までの解消が必要であることから、障がい者全体では地域移行を進めていきたいと考えていますが、福祉型障害児入所施設をどのようにしていくかについても、引き続き、具体的な検討を進めていきたいと考えています。
144	薬物乱用防止と動物愛護の推進等	健康福祉部	災害時の動物愛護対策については、熊本地震時の対応から今後のために学ぶことも多くあるため、情報を取り入れて施策に反映されたい。	災害時の動物愛護対策については、熊本地震の状況も勘案し、ベンチマーキングの結果等も参考にして、三重県動物愛護推進センター（仮称）における業務や施策に生かしていきたいと考えています。
231	少子化対策を進めるための環境づくり	健康福祉部 子ども・家庭局	「子どもの育ちを支える家庭・地域づくり」が施策の大きな表題でなくなり、「三重県子ども条例」の認知度も県民指標ではなくなった。条例の理念や子どもの権利を尊重することは、第二次行動計画の中でもしっかり意識して取り組まれたい。	条例に基づき、子どもの権利を尊重しながら取り組んでいくことを基本的な考え方とすることは、第一次行動計画から変わっていません。条例の基本理念をふまえた「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、少子化対策等の個々の取組を進めていきたいと考えています。
233	子育て支援と家庭・幼児教育の充実	健康福祉部 子ども・家庭局	「出産・育児まるっとサポートみえ」を掲げる以上、県内どの地域においても切れ目のない一定水準以上の母子保健サービスが提供されるべきと考える。市町で取組に温度差が出ないよう、しっかりと連携して取り組まれたい。	昨年度から県内の各市町を訪問し、それぞれの市町に様々な取組方法があつて、強みや弱みがあることを共有することができました。今後どのように進めていくかを個々の市町との検討や保健所単位の意見交換会等でも知恵を出し合い、市町で取組に温度差が出ないよう、着実に進めていきたいと考えています。

2 三重県アルコール健康障害対策推進計画（仮称）の策定について

1 計画の位置づけ

アルコール健康障害対策基本法第14条の規定に基づき、三重県におけるアルコール健康障害の防止や早期発見、相談・治療機関の整備、充実を図るためにその方向性を定め、これを総合的かつ計画的に推進するため、三重県アルコール健康障害対策推進計画（仮称）を策定します。

2 計画の期間

国のアルコール健康障害対策推進基本計画（平成28年5月31日閣議決定）は、計画期間が平成28年度から平成32年度までの5年間となっていることから、本計画は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

3 計画の策定体制

三重県の精神保健福祉施策を審議する三重県精神保健福祉審議会のもとに、専門委員12名から構成される「アルコール健康障害対策推進部会」（部会長：三重大学大学院教授 竹井謙之氏）を設置し、当事者団体や医療従事者等の意見をふまえ、計画を策定します。

4 計画案のイメージ

国のアルコール健康障害対策推進基本計画をふまえつつ、「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」に基づく取組など、三重県独自の内容も盛り込み、県の計画を策定します。

また、基本理念や重点課題を設定したうえで、具体的取組や数値目標を定めます。

（1）基本理念

- アルコール健康障害の発生・進行・再発を防止します。
- アルコール健康障害の当事者とその家族を支援します。
- アルコール健康障害に関連して生じる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との連携を図ります。

（2）重点課題と具体的取組 （*）は三重県独自の重点課題・具体的内容

【重点課題Ⅰ】飲酒に伴うリスクに関する知識の普及とアルコール健康障害発生の予防

（具体的内容）①教育の振興等

②不適切な飲酒の防止

【重点課題Ⅱ】アルコール健康障害の早期発見・早期介入（＊）

（具体的内容）①救急・内科・精神科の連携

②健康診断及び保健指導

③飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例施策と連携した飲酒
運転の根絶（＊）

④自殺、DV、児童虐待対策との連携

⑤人材育成

【重点課題Ⅲ】アルコール依存症当事者、家族等の相談拠点の明確化

（具体的内容）①地域における相談支援の充実

②人材育成

③民間団体の活動に対する支援

【重点課題Ⅳ】アルコール依存症治療拠点の整備

（具体的内容）①アルコール依存症治療拠点の整備

②人材育成

【重点課題Ⅴ】アルコール依存症の実態把握、調査研究（＊）

（具体的内容）①実態調査、研究等

（3）数値目標（例）

①多量飲酒者の低減

②未成年飲酒者0（ゼロ）

③妊産婦飲酒者の低減

④飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例による違反者受診率

⑤飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例指定医療機関数

⑥地域における相談拠点数

⑦アルコール依存症治療拠点の整備数

5 計画策定のスケジュール

（1）これまでの取組

平成28年8月31日（水）に、第1回アルコール健康障害対策推進部会を開催し、計画の位置づけ、計画の期間及び計画案のイメージについて了承を得ました。

（2）今後の取組予定

平成28年 11月	第2回アルコール健康障害対策推進部会（中間案検討）
12月	健康福祉病院常任委員会で中間案を報告
12月～1月	パブリックコメントの実施
平成29年 2月	第3回アルコール健康障害対策推進部会（最終案検討）
3月	三重県精神保健福祉審議会へ最終案を報告 健康福祉病院常任委員会で最終案を報告
4月～	計画に基づく施策推進

アルコール健康障害対策基本法（平成 25 年法律第 109 号）《抜粋》

（基本理念）

第三条 アルコール健康障害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 二 アルコール健康障害対策を実施するに当たっては、アルコール健康障害が、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に密接に関連することに鑑み、アルコール健康障害に関連して生じるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

（アルコール健康障害対策推進基本計画）

第十二条 政府は、この法律の施行後二年以内に、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、アルコール健康障害対策の推進に関する基本的な計画（以下「アルコール健康障害対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

（都道府県アルコール健康障害対策推進計画）

第十四条 都道府県は、アルコール健康障害対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したアルコール健康障害対策の推進に関する計画（以下「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 都道府県アルコール健康障害対策推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他法令の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 都道府県は、当該都道府県におけるアルコール健康障害に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるアルコール健康障害対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、都道府県アルコール健康障害対策推進計画に評価を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

アルコール健康障害対策推進基本計画の概要

基本理念

- 発生・進行・再発の各段階での防止対策／当事者やその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むための支援
- アルコール健康障害に関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との有機的な連携への配慮

基本的な方向性

- 正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり
- 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり
- 医療における質の向上と連携の促進
- アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

基本計画で取り組むべき重点課題

(計画対象期間：平成28年度から平成32年度まで)

- 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防

- (1)特に配慮を要する者に対する教育・啓発
※未成年者、妊産婦、若い世代
- (2)アルコール依存症に関する正しい知識・理解の啓発

- アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

- (1)アルコール健康障害への早期介入
- (2)地域における相談拠点の明確化
- (3)アルコール健康障害を有している者とその家族を、相談、治療、回復支援につなぐための連携体制の推進
- (4)アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の整備

基本的施策

①教育の振興等

②不適切な飲酒の誘引の防止

③健康診断及び保健指導

④アルコール健康障害に係る医療の充実等

⑤アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等

⑥相談支援等

⑦社会復帰の支援

⑧民間団体の活動に対する支援

⑨人材の確保等

⑩調査研究の推進等

その他推進体制等

関連施策との有機的な連携

都道府県における都道府県推進計画の策定

基本計画策定後3年以内に、厚生労働省に移管

実態把握とともに次期に向け数値目標の設定について検討

アルコール健康障害対策推進基本計画(第1期)のポイント

計画対象期間：平成28年度～平成32年度

	発生予防	→	進行予防	→	再発予防
重点課題	1. 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防		2. アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備		
	<ul style="list-style-type: none"> ○飲酒に伴うリスクに関する知識等を普及し、国民自らが発生を予防 ○酒類関係事業者等と連携し、社会全体で不適切な飲酒の誘引を防止 等 		<ul style="list-style-type: none"> ○地域における相談拠点を明確化した上で、関係機関の連携体制を構築 等 		<ul style="list-style-type: none"> ○地域におけるアルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の整備を促進 等
数値目標	①生活習慣病のリスクを高める量飲酒している者の割合の減少 【男性：13.0% 女性：6.4%（平成32年）】 （現状）男性：15.3% 女性：7.5%（平成22年）		④地域における相談拠点 アルコール問題に関する相談（現状） 平成26年度 保健所 16,583件 精神保健福祉センター 9,724件		⑤アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関
	②未成年者の飲酒をなくす （現状）高校3年男性21.7% 高校3年女子19.9%		をそれぞれ1箇所以上定めている都道府県の数：47		
③妊娠中の飲酒をなくす （現状）8.7% （目標値は健康日本21(第2次)に準拠）					
なお、平成28年度以降も、アルコール依存症の実態把握に関する調査研究等を継続するとともに、次期基本計画の数値目標の設定について検討を進める。 アルコール依存症の総患者数：4.9万人（平成26年度） アルコール依存症の推計数：109万人（平成25年推計）					
主な具体的施策 （平成28年度予算）	<ul style="list-style-type: none"> ○アルコール健康障害対策理解促進経費（16百万円） ○たばこ・アルコール対策推進費(29百万円の内数) 等 		<ul style="list-style-type: none"> ○特定相談事業費（40百万円の内数） 		<ul style="list-style-type: none"> ○依存症治療拠点機関設置運営事業費（11百万円）
	<ul style="list-style-type: none"> ・本人への教育・啓発／周囲の大人への啓発 ・女性特有のリスク／依存症の正しい理解 ・広告の自主基準の見直し等の業界の取組 		<ul style="list-style-type: none"> ・相談拠点に求められる役割等を都道府県へ提示 ・各都道府県で、関係機関の役割を整理し、地域の実情に応じた協力体制を構築 		<ul style="list-style-type: none"> ・専門医療機関が備えるべき機能の検討 ・平成28年度中に結果を取りまとめ、都道府県に提示

3 三重県手話施策推進計画（仮称）の策定について

1 計画の位置づけ

三重県手話言語条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するため、三重県手話施策推進計画（仮称）を策定します。

本計画は、県の障害者計画である「みえ障がい者共生社会づくりプラン」（以下「プラン」という。）の一部を構成します。

2 計画の期間

現行のプランは、計画期間が平成27年度から平成29年度までであり、平成29年度に次期計画（計画期間：平成30年度から平成32年度まで）を策定する予定です。

本計画は、プランの一部を構成することから、計画期間については、プランとの整合を保つため、平成29年度から平成32年度までの4か年とします。

3 計画の策定体制

条例第7条第2項の規定により、本計画を策定するには、あらかじめ三重県障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならないとされていることから、同協議会のもとに、専門委員9名から構成される「手話施策推進部会」（部会長：金城学院大学教授 林智樹氏）を設置し、有識者や当事者団体等の意見をふまえ、計画を策定します。

4 計画案のイメージ

条例の基本理念をふまえ、基本方針等を定め、条例に規定する手話の普及に関する6つの施策を盛り込み、本計画を策定します。

第1章 総論

1 計画策定の背景

2 計画の位置づけ

3 計画の期間

4 基本理念【条例第2条】

「手話が、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語である」という基本的認識のもと、共生社会の実現を図る。

5 基本方針

6 施策体系

第2章 施策の展開

- 1 情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】
 - (1) 県政情報の手話による発信等
 - (2) 手話通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点機能の確保・拡充等
 - (3) 災害時等における手話による情報取得等のための措置
- 2 手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】
 - (1) 手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備・拡充
- 3 手話の普及等【条例第10条】
 - (1) 県民が手話を学習する機会の確保等
 - (2) 県職員に対する手話研修等の実施
 - (3) 幼児、児童、生徒、学生に対する手話学習の取組促進
- 4 ろう児等の手話の学習等【条例第11条】
 - (1) ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上
 - (2) ろう児が在籍する学校での保護者への手話学習の機会の確保等
 - (3) 聴覚障がいのある乳児、保護者への手話学習の機会の確保
- 5 事業者への支援【条例第12条】
 - (1) 事業者のろう者へのサービス提供時又はろう者雇用時における手話の使用に関する合理的配慮への支援
- 6 手話に関する調査研究の推進【条例第13条】
 - (1) ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進等

5 計画策定のスケジュール

(1) これまでの取組

平成28年8月30日(火)に、第1回手話施策推進部会を開催し、計画の位置づけ、計画の期間及び計画案のイメージについて了承を得ました。

(2) 今後の取組予定

平成28年11月	第2回手話施策推進部会（中間案検討）
12月	健康福祉病院常任委員会で中間案を報告
12月～1月	パブリックコメントの実施
平成29年2月	第3回手話施策推進部会（最終案検討）
3月	健康福祉病院常任委員会で最終案を報告
4月～	条例の全面施行、計画に基づく施策推進

三重県手話言語条例（平成 28 年 7 月 7 日三重県条例第 50 号）〈抜粋〉

（基本理念）

第二条 前条に規定する共生社会の実現は、手話が、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語であるという基本的認識の下に図られるものとする。

第七条 県は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第二項の規定による障害者計画において、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、三重県障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、第一項に規定する施策の変更について準用する。

（情報の取得等におけるバリアフリー化等）

第八条 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得し、及び県に対してその意思を表示することができるよう、情報通信技術の進展その他社会の諸情勢の変化を考慮しつつ、手話による情報の発信等に努めるものとする。

2 県は、ろう者が日常生活において、手話により情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図ることができるようにするため、手話通訳者等の派遣及びろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保及び拡充等を行うよう努めるものとする。

3 県は、災害その他非常の事態において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を速やかに取得し、及び円滑に他人との意思疎通を図ることができるよう、市町その他の関係機関との連携等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（手話通訳を行う人材の育成等）

第九条 県は、手話通訳者等及びその指導者の育成に努め、市町その他手話通訳事業を行う者と連携して、ろう者が手話通訳者等の派遣等による意思疎通支援を適切に受けることができる体制の整備及び拡充に努めるものとする。

（手話の普及等）

第十条 県は、市町その他の関係機関、ろう者及び手話通訳者等と協力して、県民が手話を学習する機会の確保等に努めるものとする。

2 県は、その職員が基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するため、手話に関する研修等を行うものとする。

3 県は、手話に関する学習が共生社会についての理解の増進に資することを踏まえ、幼児、児童、生徒及び学生が手話を学習する取組を促進するよう努めるものとする。

(ろう児等の手話の学習等)

第十一条 県は、聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒（以下この条において「ろう児」という。）が手話を獲得し、手話により各教科等を学習し、及び手話を学習することができるよう、ろう児が在籍する学校において幼児期から手話の教育を受けることができる環境を整備し、当該学校の教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、ろう児が在籍する学校において、ろう児の保護者に対する手話に関する学習の機会を確保し、並びに手話に関する教育に係る相談及び支援を行うよう努めるものとする。

3 県は、聴覚障がいのある乳児が手話を獲得するための機会を確保し、及びその保護者に対する手話に関する学習の機会を確保するよう努めるものとする。

4 県は、前三項に掲げる施策を推進するため、市町その他の関係機関と必要な連携を図るものとする。

(事業者への支援)

第十二条 県は、事業者がろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときにおいて、手話の使用に関して合理的な配慮を行うための取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第十三条 県は、ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

4 地域医療構想の策定について

1 これまでの経緯

平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法により、県は、医療計画の一部として、将来の医療提供体制に関する構想（以下「地域医療構想」という。）を策定することが求められています。

地域医療構想は、少子高齢化の進行による医療需要の変化に対応するため、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するために策定するもので、2025年（平成37年）の地域ごとの医療需要、病床の医療機能別（高度急性期機能、急性期機能、回復期機能、慢性期機能）の必要量、あるべき将来の医療提供体制を実現するための施策等を盛り込むことになっています。

こうした中、県では、よりきめ細かな議論ができるよう、県内（4つの二次保健医療圏）を8つの区域に分け、それぞれの区域に地域医療構想調整会議を設置して、平成27年度は各区域において4回、各区域の現状や医療提供体制のあり方について議論を行ってきました。その策定状況について、「三重県地域医療構想の策定に向けて」という形で整理するとともに、パブリックコメントも実施し、広く県民の皆様からも意見をいただきました。

今年度は、7月26日（火）から8月10日（水）にかけて、平成28年度第1回地域医療構想調整会議を開催し、8つの区域ごとの推計ツールに基づく平成37（2025）年の医療需要推計を提示するとともに、車の両輪として進める必要がある在宅医療体制の整備にかかるフレームワークの策定状況等を説明し、意見交換を行いました。

また、より実質的な議論ができるよう、8月19日（金）から9月12日（月）（東紀州区域を除く）にかけて、各区域において医療関係者を対象とした意見交換会を開催し、議論を行ったところです。

2 今後の対応

引き続き、地域の関係者による丁寧な議論を重ねつつ、「三重県地域医療構想の策定に向けて」について加筆・データ更新等を行い、11月に開催する本年度第2回地域医療構想調整会議において、中間案として提示することとしています。

〔今後の予定〕

平成28年 7月 医療需要推計等に基づき地域医療構想調整会議等での検討
(～平成29年2月)

平成28年 7月 医療(介護)関係者との意見交換会
(～10月)

平成28年10月 医療審議会専門部会等
(～平成29年2月)

12月 県医療審議会による地域医療構想(中間案)検討
地域医療構想(中間案)を健康福祉病院常任委員会で説明

平成29年 1月 パブリックコメントの実施

3月 地域医療構想(最終案)を健康福祉病院常任委員会で説明
県医療審議会による地域医療構想(最終案)の審議

医療需要及び必要病床数の考え方

三重県 健康福祉部 医療対策局

○医療需要

1日当たりの推計入院患者数(人/日)

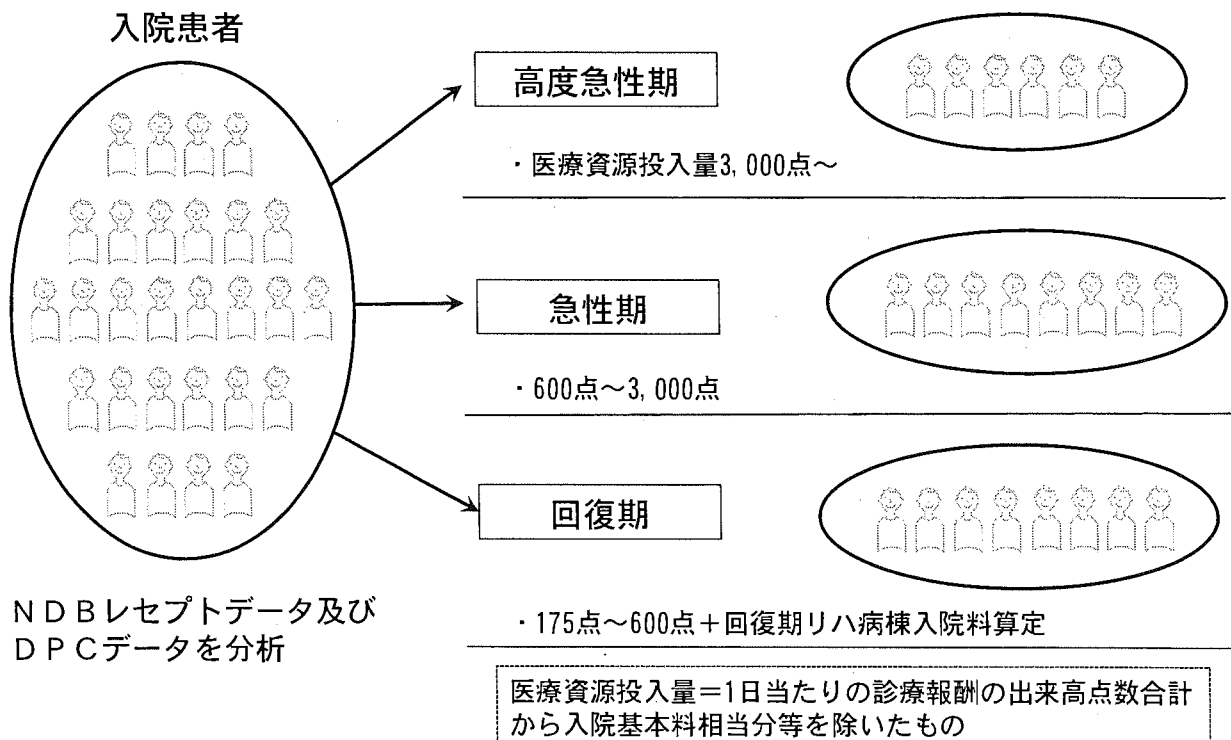
平成25年度(2013年度)NDBレセプトデータ及びDPCデータを分析し、平成37年(2025年)の性・年齢階級別推計人口に基づいて算出

○必要病床数

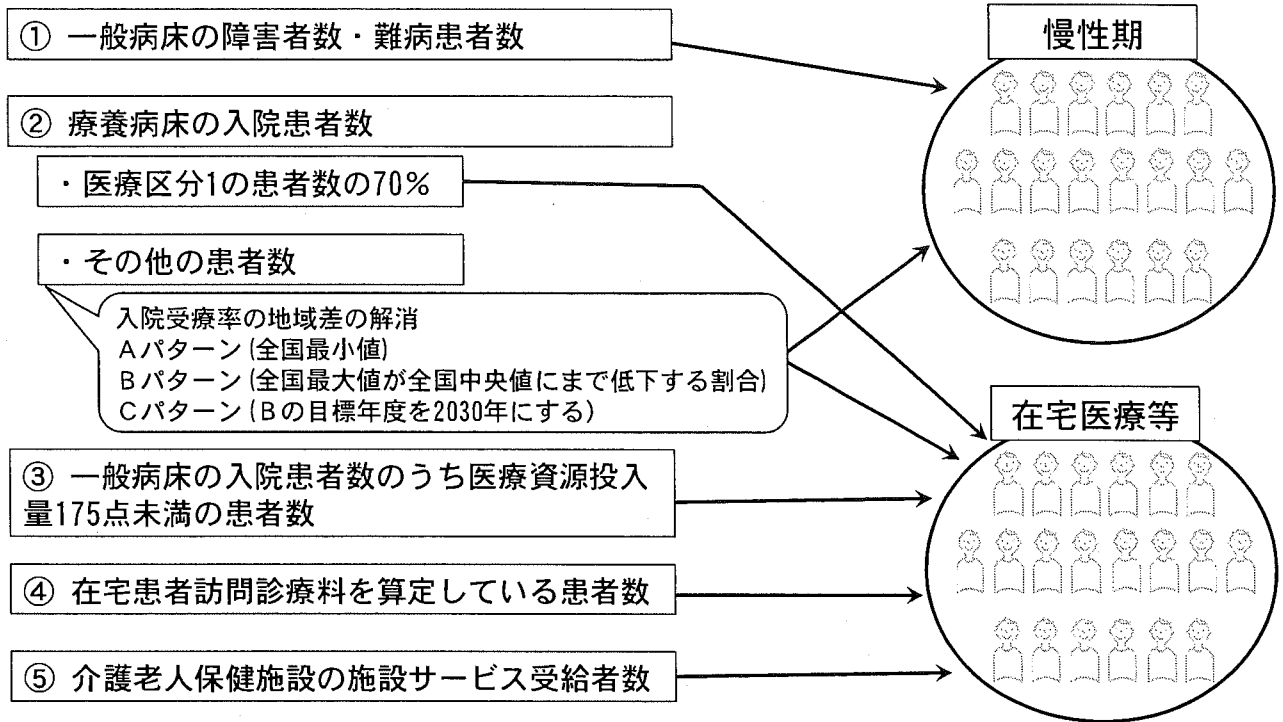
1日当たりの推計入院患者数(人/日)を、以下の定められた病床稼働率で割り戻して算出

高度急性期(0.75) 急性期(0.78) 回復期(0.90) 慢性期(0.92)

推計入院患者数① (高度急性期・急性期・回復期)

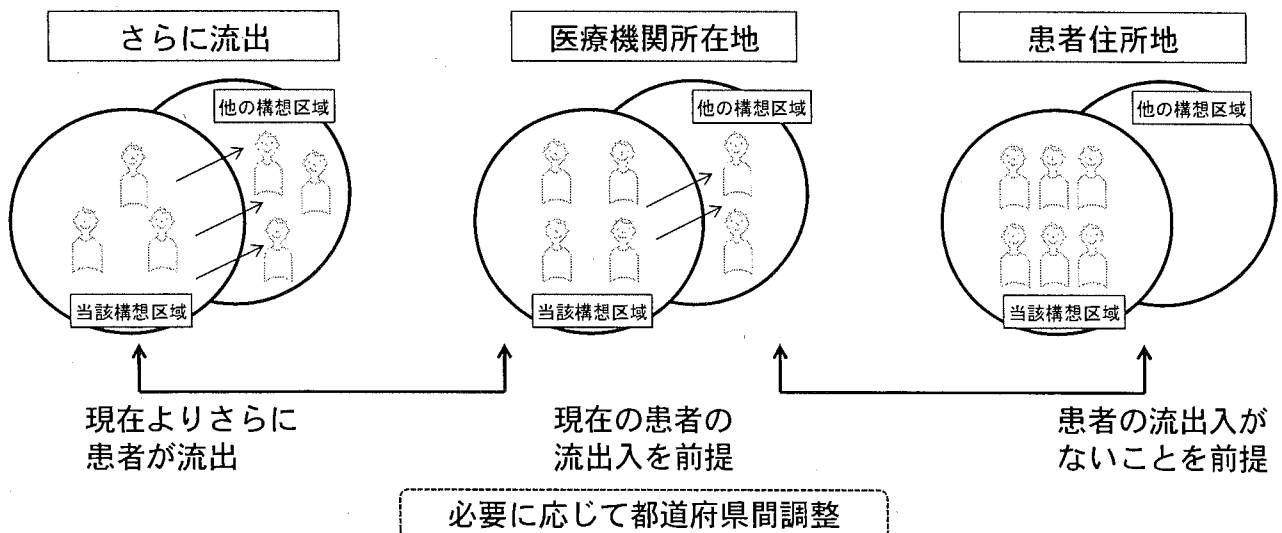


推計入院患者数②（慢性期・在宅医療等）



必要病床数

【推計入院患者数】



【必要病床数】 → 病床稼働率で割り戻して算出

病床稼働率：高度急性期 (0.75) 急性期 (0.78) 回復期 (0.90) 慢性期 (0.92)

必要病床数推計ツールに基づく推計【慢性期はパターンB(東紀州のみパターンC)で推計】

三重県健康福祉部医療対策局

	2013医療需要(人/日) 〈医療機関所在地〉	2025医療需要(人/日) 〈医療機関所在地〉	2025医療需要(人/日) 〈患者住所地〉	必要病床数(床) 〈医療機関所在地〉	必要病床数(床) 〈患者住所地〉	H27病床機能報告(床) (許可病床)	
桑員	高度急性期	71.3	85.7	135.7	114	181	3
	急性期	307.8	387.4	470.6	497	603	1,217
	回復期	365.4	480.3	539.8	534	600	71
	慢性期	426.6	382.4	318.9	416	347	532
	在宅医療等	1,605.9	2,464.7	2,446.7	—	—	—
	(再掲)在宅医療等 のうち訪問診療分	798.8	1,141.2	1,180.8	—	—	(休棟等) 42
	計	2,777.0	3,800.5	3,911.7	1,561	1,731	1,865
三泗	高度急性期	209.6	224.3	217.6	299	290	346
	急性期	502.4	565.8	580.0	725	744	1,440
	回復期	682.0	824.3	785.1	916	872	322
	慢性期	498.6	520.0	633.4	565	688	691
	在宅医療等	2,527.9	3,591.9	3,795.1	—	—	—
	(再掲)在宅医療等 のうち訪問診療分	1,208.1	1,678.2	1,821.5	—	—	(休棟等) 10
	計	4,420.5	5,726.3	6,011.2	2,505	2,594	2,809
鈴亀	高度急性期	94.8	113.4	145.8	151	194	296
	急性期	341.9	412.6	476.6	529	611	840
	回復期	304.1	388.5	488.4	432	543	107
	慢性期	538.3	535.6	386.6	582	420	625
	在宅医療等	1,603.2	2,401.6	2,567.9	—	—	—
	(再掲)在宅医療等 のうち訪問診療分	728.6	1,065.8	1,189.1	—	—	(休棟等) 2
	計	2,882.3	3,851.7	4,065.3	1,694	1,768	1,870
津	高度急性期	233.1	235.3	181.9	314	243	697
	急性期	688.8	728.3	580.6	934	744	1,473
	回復期	800.7	904.6	719.1	1,005	799	407
	慢性期	815.4	752.7	580.4	818	631	1,040
	在宅医療等	2,983.7	4,183.3	3,855.4	—	—	—
	(再掲)在宅医療等 のうち訪問診療分	1,577.9	2,109.6	1,906.0	—	—	(休棟等) 52
	計	5,521.7	6,804.2	5,917.4	3,071	2,417	3,669
伊賀	高度急性期	52.3	58.0	99.1	77	132	0
	急性期	195.9	221.2	328.8	284	422	850
	回復期	211.6	244.8	360.8	272	401	50
	慢性期	139.6	167.6	234.2	182	255	156
	在宅医療等	1,271.2	1,626.5	1,710.4	—	—	—
	(再掲)在宅医療等 のうち訪問診療分	518.8	674.3	719.2	—	—	(休棟等) 0
	計	1,870.6	2,318.1	2,733.3	815	1,210	1,056

2013医療需要(人/日)
〈医療機関所在地〉

2025医療需要(人/日)
〈医療機関所在地〉

2025医療需要(人/日)
〈患者住所地〉

必要病床数(床)
〈医療機関所在地〉

必要病床数(床)
〈患者住所地〉

H27病床機能報告(床)
(許可病床)

松阪	高度急性期	159.3	166.5	169.1	222	225	167
	急性期	464.7	499.7	504.5	641	647	1,290
	回復期	513.4	566.1	517.9	629	575	225
	慢性期	416.6	309.7	395.2	337	430	541
	在宅医療等	2,384.5	2,973.7	2,854.0	—	—	—
	(再掲)在宅医療等 のうち訪問診療分	1,208.4	1,456.6	1,312.5	—	—	(休棟等) 9
	計	3,938.5	4,515.7	4,440.7	1,829	1,877	2,232
伊勢志摩	高度急性期	171.8	162.2	160.6	216	214	273
	急性期	406.0	410.7	432.9	527	555	1,096
	回復期	392.9	403.3	519.7	448	577	195
	慢性期	380.3	369.7	442.0	402	480	376
	在宅医療等	2,792.7	3,277.6	3,470.4	—	—	—
	(再掲)在宅医療等 のうち訪問診療分	1,580.6	1,835.2	1,977.7	—	—	(休棟等) 130
	計	4,143.7	4,623.5	5,025.6	1,593	1,826	2,070
東紀州	高度急性期	22.7	21.8	47.1	29	63	0
	急性期	95.6	95.2	154.4	122	198	479
	回復期	125.9	127.6	193.3	142	215	40
	慢性期	296.6	205.0	228.3	223	248	385
	在宅医療等	964.0	1,137.1	1,251.4	—	—	—
	(再掲)在宅医療等 のうち訪問診療分	353.5	377.6	456.7	—	—	(休棟等) 0
	計	1,504.8	1,586.7	1,874.5	516	724	904
三重県	高度急性期	1,014.9	1,067.2	1,156.9	1,422	1,542	1,782
	急性期	3,003.1	3,320.9	3,528.4	4,259	4,524	8,685
	回復期	3,396.0	3,939.5	4,124.1	4,378	4,582	1,417
	慢性期	3,512.0	3,242.7	3,219.0	3,525	3,499	4,346
	在宅医療等	16,133.1	21,656.4	21,951.3	—	—	—
	(再掲)在宅医療等 のうち訪問診療分	7,974.7	10,338.5	10,563.5	—	—	(休棟等) 245
	計	27,059.1	33,226.7	33,979.7	13,584	14,147	16,475

平成37年(2025年)の県内区域間流出入状況(現在の流出入状況が続いた場合)
慢性期はパターンB(東紀州のみパターンC)で推計

三重県健康福祉部医療対策局

(単位:人/日)

高度急性期機能		医療機関所在地											流出合計	流出率		
		自県								他県						
		桑員	三泗	鈴亀	津	伊賀	松阪	伊勢志摩	東紀州	海部	名古屋・尾張中部(仮称)					
患者住所 地	自県	桑員	73.0	18.0	*	*	*	*	*	*	*	*	20.4	13.8	62.7	46.2%
	三泗	*	174.6	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	10.6	43.0	19.8%
	鈴亀	*	21.1	94.6	21.9	*	*	*	*	*	*	*	*	*	51.2	35.1%
	津	*	*	*	147.3	*	12.7	*	*	*	*	*	*	*	34.6	19.0%
	伊賀	*	*	*	17.4	52.5	*	*	*	*	*	*	*	*	46.6	47.0%
	松阪	*	*	*	18.3	*	134.1	10.8	*	*	*	*	*	*	35.0	20.7%
	伊勢志摩	*	*	*	*	*	10.2	139.5	*	*	*	*	*	*	21.1	13.1%
	東紀州	*	*	*	*	*	*	*	20.3	*	*	*	*	*	26.8	56.9%
	流入合計	12.7	49.7	18.9	88.0	5.5	32.4	22.7	1.5							
流入率	14.8%	22.2%	16.7%	37.4%	9.5%	19.5%	14.0%	6.9%								

注)「*」は、10人/日未満の値のため非公表

(単位:人/日)

急性期機能		医療機関所在地											流出合計	流出率				
		自県								他県								
		桑員	三泗	鈴亀	津	伊賀	松阪	伊勢志摩	東紀州	海部	名古屋・尾張中部(仮称)	奈良(仮称)			新宮			
患者住所 地	自県	桑員	334.7	34.0	*	*	*	*	*	*	*	*	46.1	30.8	*	0.0	135.9	28.9%
	三泗	36.8	467.6	14.9	22.0	*	*	*	*	*	*	*	*	20.7	*	*	112.4	19.4%
	鈴亀	*	44.9	354.9	59.6	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	121.7	25.5%
	津	*	*	24.5	499.2	*	26.5	*	*	*	*	*	*	*	*	*	81.4	14.0%
	伊賀	*	*	*	47.5	203.5	*	*	*	*	*	*	*	*	19.0	*	125.3	38.1%
	松阪	*	*	*	47.8	*	421.6	20.8	*	*	*	*	*	*	*	*	82.9	16.4%
	伊勢志摩	*	*	*	15.6	*	28.8	373.3	*	*	*	*	*	*	0.0	59.6	13.8%	
	東紀州	*	*	*	11.5	*	13.8	*	90.4	*	*	*	*	*	18.0	64.0	41.5%	
	流入合計	52.7	98.1	57.7	229.2	17.6	78.1	37.4	4.8									
流入率	13.6%	17.3%	14.0%	31.5%	8.0%	15.6%	9.1%	5.0%										

注)「*」は、10人/日未満の値のため非公表

(単位:人/日)

回復期機能		医療機関所在地											流出合計	流出率						
		自県								他県										
		桑員	三泗	鈴亀	津	伊賀	松阪	伊勢志摩	東紀州	海部	名古屋・尾張中部(仮称)	甲賀			東和	奈良(仮称)	新宮			
患者住所 地	自県	桑員	415.3	43.8	*	*	*	*	*	*	*	*	31.8	28.4	*	*	*	0.0	124.5	23.1%
	三泗	42.4	674.3	17.8	17.4	*	*	*	*	*	*	*	*	18.1	*	*	*	*	110.8	14.1%
	鈴亀	*	73.0	334.9	65.0	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	153.5	31.4%
	津	*	11.2	21.6	635.9	*	21.9	*	*	*	*	*	*	*	0.0	*	*	*	83.2	11.6%
	伊賀	*	*	*	49.5	223.5	*	*	*	*	*	*	*	15.1	10.1	16.5	0.0	137.3	38.1%	
	松阪	*	*	*	67.9	*	413.9	20.8	*	*	*	*	*	*	*	*	0.0	104.0	20.1%	
	伊勢志摩	*	*	*	23.8	*	110.5	367.5	*	*	*	0.0	*	*	*	*	0.0	152.2	29.3%	
	東紀州	*	*	*	16.6	*	11.5	*	120.9	*	*	*	*	*	*	*	*	19.3	72.4	37.4%
	流入合計	65.0	150.0	53.6	268.8	21.3	152.3	35.8	6.7											
流入率	13.5%	18.2%	13.8%	29.7%	8.7%	26.9%	8.9%	5.3%												

注)「*」は、10人/日未満の値のため非公表

(単位:人/日)

慢性期機能 (パターンC)		医療機関所在地											流出合計	流出率		
		自県								他県						
		桑員	三泗	鈴亀	津	伊賀	松阪	伊勢志摩	東紀州	甲賀	新宮					
患者住所 地	自県	桑員	243.8	16.6	33.1	*	0.0	*	*	*	*	*	*	0.0	75.1	23.5%
	三泗	84.7	436.6	80.7	12.1	*	*	0.0	*	*	*	*	0.0	*	196.8	31.1%
	鈴亀	*	40.7	262.6	61.4	*	*	0.0	*	*	*	*	0.0	0.0	124.0	32.1%
	津	*	*	31.0	509.6	*	18.1	*	*	*	*	*	0.0	*	70.8	12.2%
	伊賀	0.0	*	10.5	35.2	138.6	*	*	0.0	12.3	0.0	95.6	40.8%			
	松阪	0.0	*	13.1	97.1	*	227.0	33.1	15.0	0.0	0.0	168.2	42.6%			
	伊勢志摩	0.0	*	18.5	15.0	*	51.3	333.5	13.0	0.0	0.0	108.5	24.5%			
	東紀州	*	*	*	*	0.0	*	*	171.7	0.0	18.0	56.6	24.8%			
	他県	海部	20.3	0.0	*	0.0	0.0	0.0	0.0							
名古屋・尾張中部(仮称)	*	*	42.5	*	0.0	*	*	*								
流入合計	138.6	83.4	273.0	243.1	29.0	82.6	36.2	33.2								
流入率	36.2%	16.0%	51.0%	32.3%	17.3%	26.7%	9.8%	16.2%								

注)「*」は、10人/日未満の値のため非公表

平成37年(2025年)の県内区域間流出入状況(現在の流出入状況が続いた場合)
慢性期はパターンB(東紀州のみパターンC)で推計

三重県健康福祉部医療対策局

(単位:人/日)

4医療機能合計		医療機関所在地									他県								流出合計	流出率		
		自県									海部	尾張東部	名古屋・尾張中部(仮称)	甲賀	大阪市	東和	中和	奈良(仮称)			新宮	
患者住所在地		桑員	三泗	鈴亀	津	伊賀	松阪	伊勢志摩	東紀州													
自県	桑員	1,066.8	112.5	38.1	19.4	*	*	*	*	101.5	11.7	76.6	*	*	0.0	*	*	0.0	398.2	27.2%		
	三泗	171.9	1,753.1	119.5	60.4	*	*	*	*	*	*	52.4	*	*	0.0	*	*	*	463.0	20.9%		
	鈴亀	10.3	179.7	1,047.0	207.9	*	*	*	*	*	*	17.0	*	*	*	*	*	*	450.4	30.1%		
	津	*	24.4	84.2	1,792.0	14.5	79.2	11.2	*	*	*	11.6	0.0	*	*	*	*	*	270.0	13.1%		
	伊賀	*	*	24.5	149.6	618.1	*	*	*	*	*	*	34.4	25.3	17.2	21.8	52.6	*	404.8	39.6%		
	松阪	*	*	17.5	231.1	*	1,196.6	85.5	16.3	*	*	*	*	*	*	*	*	*	390.1	24.6%		
	伊勢志摩	*	*	21.3	59.5	*	200.7	1,213.8	13.7	*	*	10.3	0.0	*	0.0	*	*	0.0	341.4	22.0%		
	東紀州	*	*	10.0	39.1	*	37.2	18.0	403.3	*	*	10.1	*	*	*	*	*	*	60.6	219.8	35.3%	
	西濃	19.7	*	*	*	0.0	*	*	0.0													
	他県	海部	26.9	*	*	*	0.0	*	*	*												
名古屋・尾張中部(仮称)	13.2	*	44.7	*	*	*	*	*														
東和	0.0	*	*	*	19.8	*	*	0.0														
奈良(仮称)	*	*	*	*	10.6	*	*	*														
流入合計	269.0	381.2	403.2	829.1	73.4	345.4	132.1	46.2														
流入率	20.1%	17.9%	27.8%	31.6%	10.6%	22.4%	9.8%	10.3%														

注)「*」は、10人/日未満の値のため非公表

(単位:人/日)

在宅医療		医療機関所在地									他県						流出合計	流出率			
		自県									海部	名古屋・尾張中部(仮称)	甲賀	大阪市	奈良(仮称)	新宮					
患者住所在地		桑員	三泗	鈴亀	津	伊賀	松阪	伊勢志摩	東紀州												
自県	桑員	2,163.6	117.2	*	*	*	*	*	*	46.5	65.8	*	*	*	0.0	283.1	11.6%				
	三泗	178.6	3,325.0	157.7	22.3	*	11.7	*	0.0	*	44.4	*	*	*	0.0	470.1	12.4%				
	鈴亀	*	83.6	2,166.1	261.2	*	*	*	0.0	*	13.4	*	*	*	*	401.8	15.6%				
	津	*	11.9	38.5	3,637.0	*	79.1	*	*	*	21.9	*	*	*	*	218.4	5.7%				
	伊賀	*	*	14.1	27.3	1,545.5	*	*	0.0	*	*	11.4	20.3	21.7	0.0	164.9	9.6%				
	松阪	*	*	*	162.3	*	2,580.0	53.1	25.9	0.0	*	*	*	*	*	274.0	9.6%				
	伊勢志摩	*	*	*	18.2	*	208.6	3,184.4	*	*	*	*	*	*	*	286.0	8.2%				
	東紀州	*	14.8	*	*	*	53.2	*	1,094.4	0.0	*	*	*	*	*	66.2	157.0	12.5%			
他県	海部	38.6	*	*	*	0.0	*	*	*												
名古屋・尾張中部(仮称)	16.4	*	*	11.9	*	*	*	*													
甲賀	0.0	*	*	*	16.8	*	0.0	0.0													
東和	0.0	*	*	*	17.9	*	*	0.0													
流入合計	301.0	266.9	235.6	546.2	81.0	393.6	93.3	42.7													
流入率	12.2%	7.4%	9.8%	13.1%	5.0%	13.2%	2.8%	3.8%													

注)「*」は、10人/日未満の値のため非公表

未稼働病床整理状況

三重県健康福祉部医療対策局
平成28年7月12日現在

○病院

構 想 区 域	削減対象病床数 (床)	削減病床数 (床) ※建替等による削減含む。 ※()は現在の削減見込数。	備考
桑 員	274	271	
三 泗	120	22 (34)	協議中の病院あり
鈴 亀	64	30	協議中の病院あり
津 ・	144	30 (4)	協議中の病院あり
伊 賀	159	0	協議中の病院あり
松 阪	79	30	協議中の病院あり
伊 勢	238	70	協議中の病院あり
東紀州	45	34	
計	1,123	487 (38)	

○有床診療所

県医師会が平成28年2月に実施した有床診療所アンケート結果では、104床廃止予定との回答。

5 地方独立行政法人三重県立総合医療センター 第二期中期計画（中間案）について

1 経緯

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第26条第1項の規定により、地方独立行政法人は、知事から指示を受けた中期目標に基づき、当該中期目標を達成するために中期計画を定め、知事の認可を受けなければならないとされています。

なお、知事は中期計画の認可をするに当たっては、法第26条第3項の規定により、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、法第83条第3項の規定により議会の議決を経る必要があります。

地方独立行政法人三重県立総合医療センター（以下「法人」という。）が平成29年度から33年度までの間に達成すべき目標として県が策定した第二期中期目標については、平成28年6月30日に法人に指示しました。

これを受けて法人は、当該目標達成のための具体的計画として第二期中期計画を定め、自ら定めたその計画に従い、自主性・自律性をもって業務を実施するものです。

2 策定状況

法人内における各部門間での意見聴取、各部門長等で構成される「中期・年度計画策定管理委員会」での延べ4回の検討をふまえ、法人は別冊1-1のとおり第二期中期計画（中間案）を策定し、平成28年8月22日に開催された法人の理事会での承認を経て、県に提出されました。

なお、第二期中期計画（中間案）の概要は、資料1（24頁～26頁）のとおりです。

3 評価委員会における意見の聴取

第二期中期計画（中間案）の提出を受けて、県は地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）を9月7日に開催し、意見の聴き取りを行いました。

今後は、評価委員会及び常任委員会の意見をふまえ、再度法人において内容を検討のうえで中間案を修正し、再度評価委員会及び議会の意見を聴きながら内容を精査していくこととしています。

【評価委員会での主な意見】

- (1) 中期目標の前文に記載がある「勤務環境の向上」や「人材育成機能の充実」に関して、中期計画の前文にも記述が必要ではないか。【前文】
- (2) 公衆衛生上の重大な危機が発生した場合の対応には、県や市との連携だけでなく地域医師会と連携した予防対策・治療についても触れておくべきではないか。【第2-2-(2)】
- (3) 地域包括ケアシステムの構築に向けて、在宅医療が重要なポイントとなるが、その在宅医療をバックアップする医療機関としての役割についての記述も加えてはどうか。【第2-3-(1)】
- (4) 医療人材の確保・定着を図る中、新専門医制度の開始に伴い、後期研修医をいかに確保していくかが重要である。【第2-4-(1)】
- (5) 財務内容の改善に関する事項で「経常収支比率100%以上の達成」の文言が記述されていないが、当然めざすべきものであり、それなくして経営の安定化は図れないため、記述することが必要ではないか。【第4】

4 今後の予定

- | | |
|--------------|--------------------------|
| 平成 28 年 11 月 | 評価委員会において審議 |
| 12 月 | 健康福祉病院常任委員会で中期計画（最終案）を説明 |
| 平成 29 年 2 月 | 2 月定例会会議で中期計画を議案として提出 |
| 3 月 | （議決後、中期計画を知事が認可） |

第二期中期計画（中間案）の概要

前 文

- ・ 第二期中期目標で定められた政策医療等の実施とともに、地域医療構想に基づく病院・病床機能の分化・連携を進めながら、医療の質の一層の向上に取り組む
- ・ 高度急性期、急性期病棟の体制の維持を念頭に、紹介患者及び救急患者の増加に努めるなど、経営基盤の強化を図る

第 1 中期計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間

第 2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療の提供

(1) 診療機能の充実

ア 高度医療の提供

(ア) がん

集学的治療及び緩和医療の提供、低侵襲性治療の推進、地域の医療機関と連携した切れ目のないがん治療の提供

(イ) 脳卒中・急性心筋梗塞等

高度かつ専門的な診療技術及び医療機器を用いた医療サービスを提供

(ウ) 各診療科の高度化及び医療水準の向上

病院が有する医療人材や高度医療機器の効果的な活用、各診療科のセンター化による横断的な診療体制の整備

イ 救急医療

三次救急医療を担う救命救急センターとして、重篤な患者の積極的な受入れ

ウ 小児・周産期医療

MFICU（母体・胎児集中治療室）やNICU（新生児特定集中治療室）等を活用したハイリスクの妊婦・胎児・新生児の積極的な受入れ

エ 感染症医療

(2) 医療安全対策の徹底

医療事故調査制度への適正な対応、院内感染対策の実施

(3) 信頼される医療の提供

クリニカルパスの着実な運用、インフォームドコンセントの徹底

(4) 患者・県民サービスの向上

患者待ち時間の短縮等、患者や家族の利便性や満足度の向上

2 非常時における医療救護等

(1) 大規模災害発生時の対応

基幹災害拠点病院として関係機関と連携した災害医療訓練等の実施

- (2) 公衆衛生上の重大な危機が発生した場合の対応
新型インフルエンザ等の感染症発生時における県及び市と連携した迅速な対応

- 3 医療に関する地域への貢献
 - (1) 地域の医療機関等との連携強化
地域包括ケアシステムの構築に向けた地域医療機関との連携
 - (2) 医療機関への医師派遣
臨床研修医の育成、代診医等の派遣

- 4 医療従事者の確保・定着及び資質の向上
 - (1) 医療人材の確保・定着
効果的な研修プログラムの策定・実施
 - (2) 資格の取得への支援
専門医・認定医、認定看護師等の資格取得に向け、指導・研修体制等の充実や資格を取得しやすい職場環境の整備
 - (3) 医療従事者の育成への貢献
医学生、看護学生等の実習の受入体制の整備

- 5 医療に関する調査及び研究
臨床事例等に基づく調査研究、各種学会等での研究成果の発表

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 適切な運営体制の構築
 - ・ バランス・スコア・カードを用いたビジョンとミッションの共有
 - ・ 各部門が専門性を発揮しながら、チーム医療による医療サービスを提供

- 2 効果的・効率的な業務運営の実現
 - ・ 高度急性期・急性期病棟の体制の維持
 - ・ 医療環境の変化に対応した稼働病床数の見直しや病棟の再編

- 3 業務改善に継続して取り組む組織文化の醸成
経営関係情報の共有化、TQM活動等の継続的な改善活動の推進

- 4 就労環境の向上
職員満足度調査の活用による就労環境の向上

- 5 人材の確保、育成を支える仕組みの整備
各種院内研修の実施、OJT（職場内研修）の推進

- 6 事務部門の専門性の向上と効率化
病院経営に精通した職員の計画的な確保・育成
- 7 収入の確保と費用の節減
地域の医療機関等との連携強化を図り、紹介患者・救急患者の増加につなげ、病床稼働率を向上し、安定的な収入を確保する
- 8 積極的な情報発信
 - ・ 広報誌やホームページ等を活用した情報発信
 - ・ 講演会等を開催し、地域において医療知識を普及

第4 財務内容の改善に関する事項

業務運営の改善・効率化を図り、人件費比率、材料費比率の適正化に努める

第5 短期借入金の限度額

20億円

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし

第7 剰余金の使途

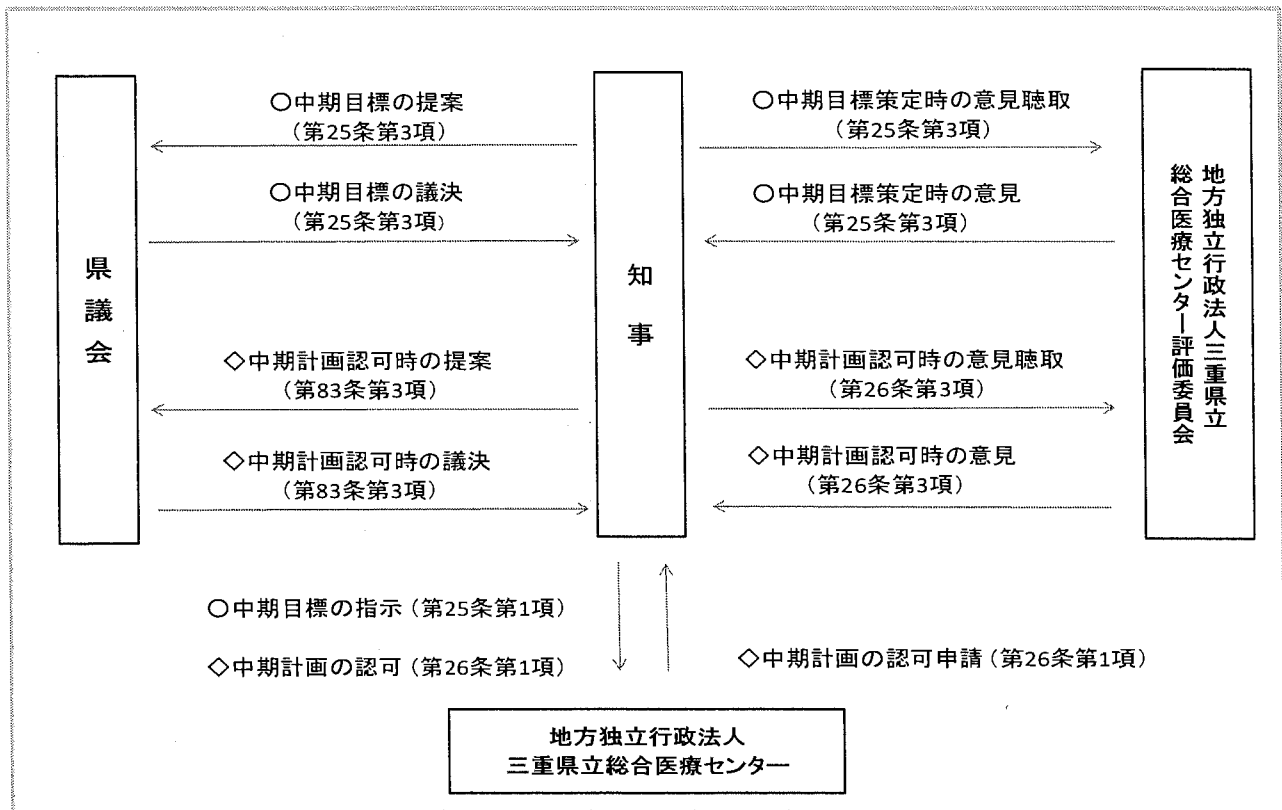
病院施設の整備、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実等に充てる

第8 料金に関する事項

使用料及び手数料の金額、並びに減免について規定

第9 その他業務運営に関する重要事項

- 1 保健医療行政への協力
北勢保健医療圏の中核的病院として地域医療構想との整合を図りながら地域の医療機関等との連携・協力体制を強化
- 2 医療機器・施設の整備・修繕
費用対効果、地域の医療需要を考慮し、中・長期的な視点に立ち計画的に実施
- 3 コンプライアンス（法令・社会規範の遵守）の徹底
関係法令を遵守した健全な病院運営
- 4 業務運営並びに財務及び会計に関する事項
 - (1) 施設及び設備に関する計画
 - (2) 積立金の処分に関する計画
 - (3) その他法人の業務運営に関し必要な事項



関係法令の抜粋

地方独立行政法人法 (平成十五年七月十六日法律第百十八号)

(中期目標)

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2～3 (略)

(中期計画)

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- 五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 剰余金の用途
- 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4～5 (略)

(料金及び中期計画の特例)

第八十三条 (略)

2 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、第二十六条第二項各号に掲げる事項のほか、料金に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

6 医師・看護職員確保対策について

1 医師確保対策について

(1) 取組状況

平成 26 年 12 月末における三重県内の人口 10 万人あたりの医師数は 207.3 人で、前回調査の 197.3 人から増加はしていますが、依然全国平均の 233.6 人に比べ少ない状況です。また、平成 25 年度に実施した医師看護師需給状況調査結果によると、一定の条件の下に、今後 2025 年から 2030 年の間に県全体での需給ギャップは解消するものの、地域間や診療科目間の偏在は依然として残るとの推計が出ています。

県内における医師の不足・偏在の解消に向けて、引き続き、医師無料職業紹介事業などの医師不足の影響を当面緩和する取組や、医師修学資金貸与制度の運用などの中長期的な視点に立った取組を組み合わせ、三重県地域医療支援センターの取組を中心に、医師確保対策を総合的に進めています。

今年度（8 月末現在）の主な取組状況は、以下のとおりです。

ア 医師不足の影響を当面緩和する取組

① 医師無料職業紹介事業

- 平成 28 年度新規問い合わせ数：4 名、成約数：0 名、情報提供継続件数：22 名
（参考）開設時（平成 22 年 10 月）からの通算実績：問い合わせ数 86 名、成約数 30 名、成約内訳：常勤 14 名、非常勤 16 名

② 臨床研修医・専門研修医に対する研修資金貸与制度の運用（返還者を除く）

- 平成 23 年度からの貸与者累計：臨床研修 40 名、専門研修 7 名

③ バディ・ホスピタル・システムを活用した診療支援

- 伊勢赤十字病院から、尾鷲総合病院へ常勤医師 1 名を派遣（平成 21 年度から継続）

④ 医師確保に資する寄附講座の設置

- 県による寄附講座の設置（平成 28 年 4 月 1 日）

- ・診療科：内科（一志病院）

- 設置先：三重大学

- 市町による寄附講座の設置支援（予定）

- ・支援団体：名張市

- 診療科：小児科（名張市立病院、小児救急医療センター、子ども発達支援センター）

- 設置先：関西医科大学

イ 中長期的な視点に立った取組

① 修学資金貸与制度の運用（返還者を除く）

- 平成 27 年度新規貸与者：55 名

- 平成 28 年度新規貸与者：51 名

（参考）平成 16 年度からの貸与者累計：556 名、うち平成 28 年度当初までに初期臨床研修を修了し、県内医療機関で勤務を開始した医師：86 名

② 臨床研修病院の魅力向上対策

○初期臨床研修 平成 27 年度マッチング結果

平成 27 年度 募集定員 150 名に対して、マッチ者数 111 名、充足率 74.0%
(全国：募集定員 11,052 名に対して、マッチ数 8,687 名、充足率 78.6%)
(参考) 平成 26 年度 募集定員 149 名に対して、マッチ者数 114 名、充足率 76.5%

③ 地域医療教育の充実

○へき地医療体験実習の開催 平成 28 年 8 月 24 日～27 日

参加者：三重大学、自治医科大学等医学生 18 名

受入機関：9 機関（紀南病院、尾鷲総合病院、志摩病院、大台報徳診療所等）

○へき地医療研修会の開催 平成 28 年 8 月 27 日～28 日

場 所：大台町 宮川林業総合センター

参加者：医学生、医療関係者 1 日目 76 名、2 日目 47 名

内 容：へき地医療体験実習報告、講演等

○市町での保健教育活動の実施

大学、県、市町による協働取組として、三重大学医学部医学科 1、2 年生 (250 名) を対象に県内全市町で実施

○三重大学における地域医療講義の開催

対 象：医学部医学科 1 年全員対象

講義数：6 講義（平成 28 年 10 月～11 月）

④ 三重県地域医療研修センター事業

○平成 27 年度研修医受入状況 紀南病院：23 名（1～4 か月）、桃取診療所：2 名（1 か月）

⑤ 三重県地域医療支援センター事業

○後期臨床研修プログラム（三重専門医研修プログラム）の募集：17 の基本領域を対象に作成したプログラムについて、平成 26 年度から募集を開始

・修学資金貸与者等の対象者が勤務する病院を訪問し、個別面談等を実施

(参考) 対象者：平成 26 年度 47 名、平成 27 年度 49 名、平成 28 年度 99 名

(うちプログラム利用者：平成 26 年度 9 名、平成 27 年度 11 名、平成 28 年度は募集中)

⑥ 国際連携

○県内医療系大学の連携のもと、学術的な交流を図ることを目指し、国際医療技術連携体制 (Mie Medical University Science Collaboration League, M-MUSCLE) を構築のうえ、構成大学の代表者からなる協議会で具体的な連携のあり方について検討（平成 27 年 3 月 6 日、6 月 23 日、12 月 7 日、平成 28 年 3 月 15 日、7 月 26 日）

(2) 今後の対策

地域医療支援センターの取組を中心に、医師不足の影響を当面緩和する取組と中長期的な視点に立った取組を効果的に組み合わせ、医師確保対策を総合的に推進するとともに、医師の地域への定着状況をふまえ、次年度以降も引き続き、必要な見直しを行いながら、医師の不足・偏在解消策の充実・強化を図っていきます。

2 看護職員確保対策について

(1) 取組状況

平成26年12月末における三重県の人口10万人あたりの就業看護師数は817.0人で、前回調査(平成24年12月末)の766.0人から増加はしていますが、依然全国平均の855.2人に比べ少ない状況です。また、人口10万人あたり助産師数は21.2人で、全国平均の26.7人を大きく下回っている状況です。さらに、平成25年度に実施した医師看護師需給状況調査結果によると、2035年(平成47年)時点においても不足が予測され、総数の確保が課題となっています。

このような状況の中、関係者の意見をふまえつつ看護職員の確保にかかる取組を体系的に整理し、総合的に検討する場として、平成26年度に「三重県看護職員確保対策検討会」を新たに設置し、引き続き検討を進めています。

さらに、不足する看護職員の確保のため、県内養成校の卒業者の県内就業率の向上や定着促進、再就業に向けた支援等に取り組んでいます。

今年度(8月末現在)の主な取組状況は、以下のとおりです。

ア 人材確保対策

① 看護師等養成所運営費補助

○平成28年度 12校程度 (参考)平成27年度実績 12校

② 看護師等修学資金貸付事業

○平成28年度新規貸付 看護系大学 10名 看護師等養成所 10名(予定)

③ 看護師等実習施設確保推進事業

○平成28年度 9施設程度 (参考)平成27年度実績 9施設

④ ナースセンター事業

○平成28年度

・ナースバンク事業(求職者 延べ503名、求職者中就業者289名(平成28年4月～8月))

・免許保持者の届出制度周知(平成28年4月～8月 登録者284名)

・みえ看護フェスタの開催(平成28年5月14日 参加者424名)

・1日看護体験事業(平成28年7月28・29日)

(参加者:県内高校生対象 792名 うち男子学生46名)

・確保定着支援員の病院巡回訪問(医療施設14 介護老人保健施設8)

⑤ 潜在看護職員等復職研修事業

○津地域 平成28年9月～11月(予定)

○北勢地域 平成28年10月(予定)

○伊勢地域 平成29年1月(予定)

イ 定着促進対策

① 病院内保育所設置運営支援事業

○平成28年度 26施設程度(うち24時間保育7施設程度、病児保育1施設程度)
(参考)平成27年度実績

運営補助26施設(うち24時間保育7施設、病児保育1施設)

② 新人看護職員研修体制構築事業

○新人看護職員研修事業補助

平成28年度44施設程度 (参考)平成27年度 補助実績44施設

○新人看護職員研修事業

- ・多施設合同研修事業、研修責任者研修、教育担当者研修、実地指導者研修（現在実施中）

（参考）平成 27 年度実績

多施設合同研修（延べ 1,064 名）、研修責任者研修（29 名）

教育担当者研修（68 名）、実地指導者研修（103 名）

③ 看護職のワークライフバランス（WLB）推進事業

○平成 28 年度参加医療機関 6 施設（新規 4、継続 2）

- ・施設訪問 平成 28 年 6 月～12 月（8 月末現在 4 施設実施）

・WLB ワークショップ（研修会）

平成 28 年 8 月 25 日・26 日（延べ 141 名）

- ・WLB セッション（進捗状況検討会） 5～12 月（5 回開催予定）

平成 28 年 5 月 19 日 1 施設

- ・看護職員の就労環境改善のための研修

平成 28 年 7 月 4 日 参加者数 14 名

ウ 資質向上対策

① 在宅医療推進のための看護職員研修

○医療機関等の看護師の研修

- ・平成 28 年 9 月～11 月（予定）

○訪問看護事業所の看護師の研修

- ・平成 28 年 9 月～11 月（予定）

○訪問看護師養成研修会

- ・平成 28 年 7 月～12 月 30 名受講中

② がん医療水準均てん化の推進に向けた資質向上研修

- ・平成 28 年 9 月～12 月 11 名受講中

③ 中堅看護職員実務研修（認知症）

- ・平成 28 年 6 月～9 月 参加者数 延べ 412 名（8 月末現在）

④ 精神疾患患者地域定着支援のための基盤整備事業

○地域定着支援のための勉強会

○連携づくりのための地区別検討会

- ・平成 29 年 2 月（予定）

⑤ 看護分野における国際連携

○看護分野における国際的な視野を持ったリーダーの育成を図るため、平成 27 年 7 月に、三重県と英国のバーミンガム大学病院 NHS トラスト財団（クイーンエリザベス病院）及びロイヤルフリーホスピタルとの間で締結した看護職員等の短期研修受入に関する覚書に基づき、看護職員等 4 名をロイヤルフリーホスピタルに派遣（平成 28 年 9 月 3 日～11 日）

（参考）平成 27 年度実績 6 名（平成 28 年 2 月 27 日～3 月 6 日）

エ 助産師確保対策

① 助産師修学資金貸付事業

- 平成 28 年度新規貸付 5 名（予定）（参考）平成 27 年度実績 5 名

② 助産師養成所実習施設確保事業

- 平成 28 年度 6 施設程度（参考）平成 27 年度実績 6 施設

③ 新人助産師合同研修

- 平成 28 年 10 月～平成 29 年 3 月（予定）
- ④ 助産師活用推進事業
 - 助産師養成確保にかかる懇話会 平成 28 年 9 月 16 日
 - 助産師（中堅者）研修
 - ・平成 28 年 10 月～平成 29 年 3 月（予定）
 - 助産師（指導者）研修
 - ・平成 28 年 10 月～平成 29 年 3 月（予定）
- ⑤ 助産師出向支援導入事業
 - 助産師出向支援導入事業協議会
 - 平成 28 年 6 月 2 日、7 月 11 日、9 月 16 日、平成 29 年 3 月（予定）
- ⑥ 院内助産所・助産師外来整備事業
 - 院内助産所等を開設しようとする医療機関に対し、開設に必要な施設整備の経費及び研修費用を補助し、助産師の専門性が発揮できる環境を整備
 - 助産師実践能力向上のための研修会（平成 28 年度新規）
 - ・平成 29 年 2 月（予定）

（2）今後の対策

引き続き、人材確保対策、定着促進対策、資質向上対策及び助産師確保対策の取組を進めていきます。

また、三重県看護職員確保対策検討会を継続的に開催し、取組状況の確認や新たな取組の検討を行いながら、看護職員の総数の確保とともに質の向上に向けて取組を推進していきます。

3 職種を越えた確保対策について

(1) 取組状況

改正医療法において、平成26年10月から各医療機関管理者に対して勤務環境改善に取り組む努力義務が課されるとともに、都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善を促進する拠点機能の確保に努めることとされました。

このため、県では、アドバイザー派遣などの総合的な支援を行う「三重県医療勤務環境改善支援センター」を設置（平成26年8月開設。県医師会委託）し、医療機関における勤務環境改善の取組が計画的かつ着実に実施できるよう支援を実施しています。

また、医療従事者には女性が多いことから、女性が働きやすい勤務環境の取組を進めることが医療従事者の確保のためには必要であり、その取組をさらに促進するため、県による公的な認証制度を創設しました。

ア 三重県医療勤務環境改善支援センター事業

- 計画的に勤務環境改善に取り組む医療機関に対して、専門的・総合的に支援
社会保険労務士を配置し、医療機関からの相談に対応
- ・平成28年度相談件数 12件（平成28年8月末現在）
- ・平成27年度相談実績 42件

イ 「女性が働きやすい医療機関」認証制度

- 女性が働きやすい勤務環境の導入を促進するために、県による公的な認証制度を創設（平成27年11月）し、応募があった11施設に対し、書類審査・現地確認・専門家による審査を経て、5医療機関に対し認証書を交付（平成28年3月）

(2) 今後の対策

引き続き、医療機関の勤務環境改善に向けた自主的な取組を促進するとともに、女性医師・看護師を中心とした医療従事者が安心して働くことができる勤務環境整備の推進を目的として、「女性が働きやすい医療機関」に係る認証制度を運用します。

7 平成 27 年度版みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書について

この年次報告書は、みえ歯と口腔の健康づくり条例第 12 条第 6 項の規定により、みえ歯と口腔の健康づくり基本計画（以下「基本計画」という。）に基づく施策の実施状況等について取りまとめたもので、概要は次のとおりです。

1 歯と口腔の健康づくり対策の推進

歯と口腔の健康づくりの推進にあたっては、ライフステージや取り組むべき課題ごとに 37 項目 42 指標の評価指標を定め、対策を進めています。

42 指標のうち毎年評価できる指標は 22 指標あり、そのうち、7 指標が目標を達成し、10 指標が改善しているものの、5 指標が悪化となっています。

(1) 各ライフステージにおける歯と口腔の健康づくり対策

ア 乳幼児期（別冊 2 2 頁）

乳幼児のむし歯は減少しているものの、依然として地域差がみられます。

そのため、地域での歯科保健活動の支援や、フッ化物洗口を行うとともに、保護者、家族に対して、子どもの頃から行う歯と口腔の健康づくりを通じた全身の健康づくりの重要性についての意識づけを行いました。

引き続き、地域の歯科保健活動への支援や情報提供を充実させることにより、地域差の縮小に努めます。

イ 学齢期（別冊 2 8 頁）

むし歯のない 12 歳児の割合は年々増加しており、全国平均との差は縮まっていますが、全国平均には届いていない状況です。また、歯肉炎のある子どもの割合は増加しており、さらに若年化の傾向が認められます。

そのため、学校での歯科保健指導や歯科保健教材の配付等により、各学年に応じた歯科疾患予防を目的とした歯みがき習慣の確立を図りました。

これまでは、保育所・幼稚園での実施に留まっていたフッ化物洗口が、学校歯科保健関係者の理解と協力を得ることにより、平成 27 年度、熊野市において県内で初めて小学校 2 校で実施することとなりました。

また、見守りが必要な児童のスクリーニング指標(MIES)を活用した取組については、桑名市の協力のもと 5 校で実施することができ、疫学的な検証を三重大学において実施しています。

今後も、学校歯科医と学校関係者、保護者、関係団体等が連携を図りながらフッ化物洗口等の効果的な歯科保健活動を行っていきます。

ウ 青・壮年期（別冊 2 14 頁）

生涯をとおして歯と口腔の健康を維持するためにも、歯周疾患予防や歯の喪失防止に取り組む必要があります。

市民センター等の身近な場所において、歯と口腔の健康づくりについて相談できる機会の提供や歯科保健指導および情報発信を行いました。

また、妊娠中は体調や生活習慣の変化により、歯周疾患等にかかりやすくなることから、妊産婦に対して歯科保健指導等を実施しました。

引き続き、歯周疾患の予防や歯の喪失防止のため、定期的な歯科受診につながるよう歯科健診や歯科保健指導の機会の拡充に努めます。

エ 高齢期（別冊2 20頁）

高齢者の口腔ケアは、肺炎、低栄養、体力の低下等を予防することにもつながることから、介護予防にも有効です。

介護福祉施設等において、利用者への口腔ケアだけでなく、施設職員等の専門的知識の習得や技術の向上を図る取組を行いました。

また、在宅訪問歯科医療機器の整備や在宅訪問歯科にかかる研修の実施により、在宅歯科医療提供体制のより一層の充実を図りました。

今後は、地域ごとに歯科医師会が設置する地域口腔ケアステーションの体制を地域に根差したものになるよう、医療、介護関係者等と連携した在宅歯科医療提供体制の充実を図ります。

(2) 障がい者（児）への対応（別冊2 27頁）

障がい者（児）は、障がいの状態により歯みがきが困難な場合があることから、歯科疾患の発症に気づかないまま重症化することがあります。

そこで、障がい者歯科センターにおいて歯科治療や口腔ケアなどの歯科医療を提供しています。

また、より身近な地域でも安心して歯科診療が受けられるよう、県、県歯科医師会、障がい者支援団体の三者による障がい者（児）歯科ネットワーク「みえ歯ートネット」において、障がい者（児）施設での歯科保健指導や研修を実施し、関係者の意識と技術の向上を図りました。

引き続き、障がい者歯科センターでの歯科診療および「みえ歯ートネット」に参加する歯科医療機関の増加や歯科診療対応能力の向上を図り、障がい者（児）が、地域で安心して歯科治療を受診できる体制を整えていきます。

(3) 医科歯科連携による疾病対策（別冊2 30頁）

がん患者等の手術前後における治療効果の向上や療養生活の質の向上を図るため、「がん患者医科歯科連携協定」に基づき、患者の歯科治療や口腔ケアが行われています。

がん患者等の療養生活の質の向上を図るため、研修会や勉強会を開催することにより、専門性の高い歯科治療や口腔ケアについての知識や技術の向上を図りました。

今後は、手術前後のがん患者等だけでなく、糖尿病や脳卒中等の他疾患がある患者等に対しても必要な歯科医療が提供されるよう医科と歯科の連携を推進します。

(4) 災害時における歯科保健医療対策（別冊2 33頁）

大規模災害発生時に機能する被災者の身元確認や応急歯科治療、避難所での口腔ケア等に対する歯科保健医療提供体制の整備や人材育成が必要です。

このため、大規模災害時歯科活動マニュアルに基づき、災害時の安否確認や医療救護対応等の訓練を行うとともに、災害時の口腔ケア、検視等にかかる研修を開催しました。

今後も、当該訓練等を行うとともに、災害時に迅速に対応できるよう、人材育成や地区歯科医師会と市町との連携の推進に取り組みます。

(5) 中山間地域等における歯科保健医療対策（別冊2 35頁）

歯科医療機関が近くにない地域では、子どもの頃から歯と口腔の自己管理が確立されるよう取り組むことが、他の地域に増して必要です。

離島の小学校・中学校における講話やブラッシング指導を実施し、歯と口腔の健康づくりに関する意識の向上を図りました。

引き続き、子どもの頃からの歯科保健指導の充実に加え、その保護者や家族に対しても歯と口腔の自己管理等の重要性について啓発を行います。

2 歯と口腔の健康づくりの推進体制

(1) 推進体制と進行管理（別冊2 36頁）

基本計画に基づく歯科口腔保健施策を推進するため、「三重県口腔保健支援センター」において、歯科口腔保健事業の企画、立案、実施、評価を行うとともに、市町、関係機関・団体等の歯科口腔保健の支援等を行いました。

今後も引き続き、施策の進捗管理を行うとともに、地域の実情に応じた歯科口腔保健の取組や連携体制の推進を図ります。

(2) 人材育成、資質の向上と調査・研究等（別冊2 39頁）

近年、口腔ケアや口腔機能管理等の種々の専門的知識や技術を持つ歯科衛生士の需要が高まっていることから、県立公衆衛生学院における歯科衛生士の養成、県民に対して歯科口腔保健の啓発を行う「みえ8020運動推進員」の育成、復職希望者等の資質向上を図りました。

また、歯科医師、歯科衛生士だけでなく、保健・医療・福祉・教育等の関係者に対して研修会等を開催し、地域での歯科保健活動に必要な専門性の高い知識や技術の普及を推進しました。

今後も、歯と口腔の健康づくりに関わる人材の資質向上を図るとともに、歯と口腔の健康づくりに関する情報を関係機関・団体等に提供します。

(3) 関係機関・団体等との連携（別冊2 47頁）

市町、関係機関・団体等から、各種歯科保健施策に対する理解と協力を得ながら、歯科保健活動や啓発事業等の取組が実施できました。

引き続き、市町、関係機関・団体と連携して、地域の歯科保健医療資源が十分に活用されるよう体制を整備するとともに歯科口腔保健対策の推進を図ります。

8 「みえの出逢い支援事業」に関する取組について

1 現状と課題

(1) 出逢い支援

結婚に対する考え方やライフスタイルの変化などにより、本県でも未婚化、晩婚化が進んでおり（別表1参照）、少子化の大きな要因となっています。

「第3回 みえ県民意識調査」（平成25年度）によれば、未婚者の結婚していない理由は、「出会いがない」、「理想の相手に出会えていない」という回答が上位を占めていたことから（別表2参照）、県では、平成26年度に「みえ出逢いサポートセンター」（以下「センター」という。）を設置し、結婚を希望する人への出逢いの場の情報提供を中心に、従業員の結婚をサポートする企業への支援や、市町に対するアドバイザー派遣、未婚の子を持つ親向けセミナーの開催など、社会全体で結婚を希望する人を応援する取組を進めています。

こうした中、25歳～39歳の未婚者の約7割が企業等で働いているということ（別表3参照）や、職場や仕事の関係での出逢いが多いという状況（別表4参照）を見ると、より一層、企業と連携した取組が重要になると考えています。

また、センターへの親からの相談も依然として多く、支援の継続が必要です。

（参考：センターの取組実績） ※平成28年8月末現在：センター開設からの累計

- ・「メルマガ会員」（センターから情報を受け取る人）登録者数・・・2,200人
- ・センターからの出逢いイベント・セミナー情報提供数・・・206件
- ・出逢いイベント参加者数・・・延べ1,436人
- ・「出逢いサポート企業」（従業員の結婚を支援する企業）登録数・・・141団体
- ・センターへの相談件数（電話・来所）
・・・約5,300件（うち親からの相談が約2,100件）

(2) 結婚・家族形成に関する機運の醸成

結婚の希望を実現するには、個人に特定の価値観を押し付けることなく、独身者自らが結婚を前向きに考え、また、社会全体で結婚・子育てを応援する機運を高めることが大切です。

このため、これまで既婚者を含めた地域の多様な主体と連携しながら、県民の皆さんに結婚や家族を考えるきっかけとしていただくフォーラムの開催や、独身者が結婚や家族形成に対してポジティブなイメージを抱き、結婚をあきらめない機運を高める情報発信を進めてきました。

さらに、こうした全世代を対象とした機運醸成に加え、結婚に対する希望が非常に高い20～30歳代の若い世代にターゲットを絞った、より効果的な啓発を進めていくことが重要です。

2 平成28年度の取組概要

(1) 出逢い支援

本年度は、引き続き、センターによる出逢いの場の情報提供を中心に、結婚を希望する人の出逢いを支援するとともに、企業の取組の活性化に向け、新たに、知事が企業に出向いて結婚支援について意見交換する「知事との婚育（こんいく）トーク」を行い、企業の取組の必要性などを発信しています。

さらに、9月補正予算に、企業担当者向けのセミナーの実施やアドバイザー派遣にかかる費用などを計上し、企業の具体的な取組を支援していく予定です。

また、親向けの支援として、センターに多く寄せられる相談内容をテーマとしたセミナーを開催し、親の悩みの解消や子への支援につなげていく予定です。

(9月補正予算に計上した主な取組)

①企業による結婚支援活性化促進事業

- ・企業担当者向けのセミナーを開催し、企業が結婚支援を行うメリットや取組方法、県（センター）の支援等を説明（県内2か所で実施予定）
- ・企業が行う結婚支援の取組に対してアドバイザーを派遣（これまで市町を対象に行ってきた派遣を企業向けに拡充）

②親向け結婚支援セミナー

- ・未婚の子を持つ親を対象に、親の悩みが多い「親子のコミュニケーションの取り方」をテーマとしたセミナーを開催（県内2か所で開催予定）

(2) 結婚・家族形成に関する機運の醸成

本年度は、昨年度に引き続き「思いやりアクション動画」※のPRなどを通じて、県民の結婚や家族形成に関する機運醸成を図っています。

さらに、9月補正予算に、映画やラジオ等を活用した啓発や、センターの利用拡大をねらいとしたフォーラムの開催にかかる経費を計上し、若い世代にターゲットを絞り、効果的な機運醸成を図っていく予定です。

※「思いやりアクション動画」・・・平成27年度の「結婚ポジティブキャンペーン」の一環として制作。既婚者や家族がパートナーに愛情や感謝を伝える姿を集めた動画。

(9月補正予算に計上した主な取組)

①「やっぱええやん、恋愛・結婚って！」普及啓発事業

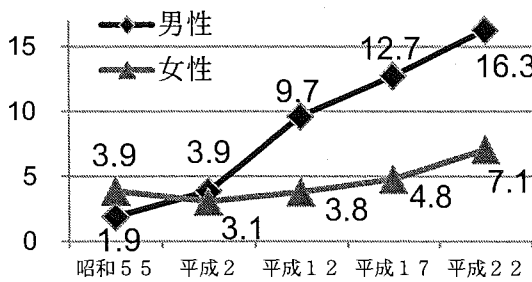
- ・映画館やラジオ局等と連携して、「思いやりアクション動画」を若者に届けるイベントを実施

②見え出逢い応援フォーラム（仮称）の開催

- ・結婚を希望する若者を対象に、結婚の機運醸成とセンターの利用拡大をねらいとして、記念講演、県（センター）の取組紹介を含むイベントを実施

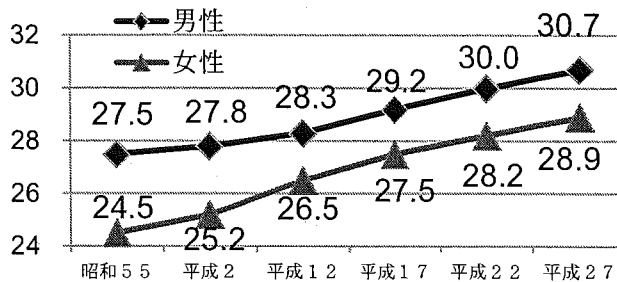
別表1

生涯未婚率[男女別] (三重県：%)



出典：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」※都道府県別集計 (三重県)

平均初婚年齢[男女別] (三重県：歳)



出典：厚生労働省「人口動態統計」※都道府県別 (三重県)

別表2

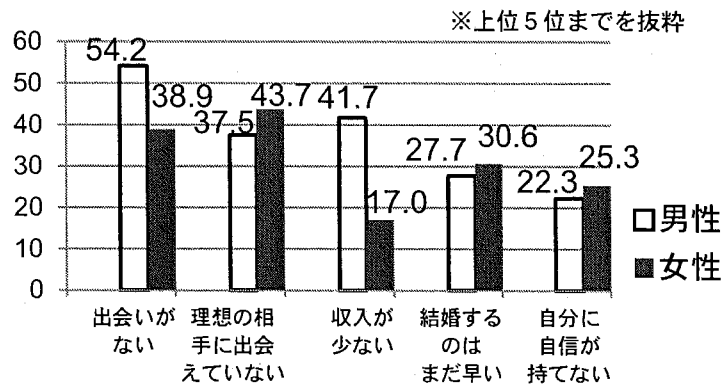
結婚していない理由

[未婚者：複数回答]

(三重県：%)

出典：三重県

「第3回 みえ県民意識調査」
(平成25年度)



別表3

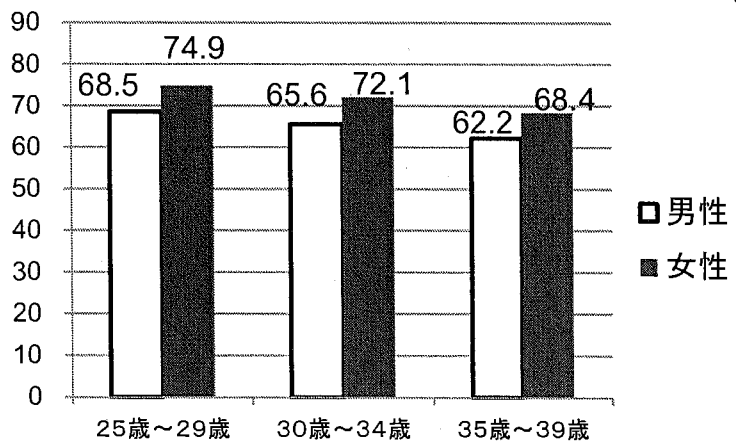
未婚者のうち、雇用者として就業している人の割合

(全国：%)

※25歳～39歳の未婚者のうち、有業者、かつ就業上の地位が雇用者（正規職員・従業員、労働者派遣事業所の派遣者、パート、アルバイト）である人の割合

出典：総務省

平成22年国勢調査
(産業等基本集計)



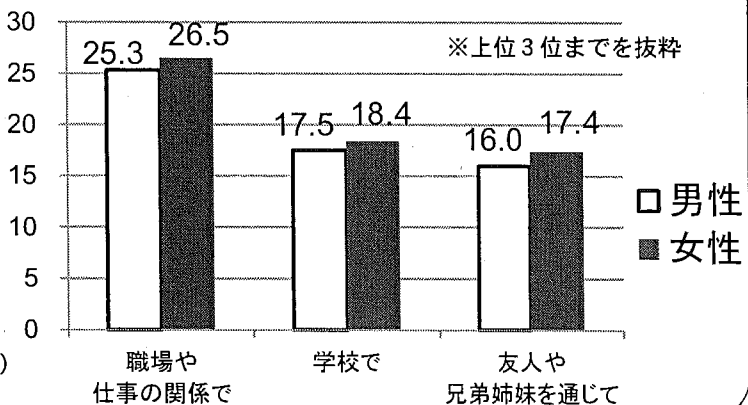
別表4

交際相手と知り合ったきっかけ

(全国：%)

※18歳～34歳の未婚者のうち、交際している異性があり、かつ結婚意向がある人の回答

出典：内閣府 まち・ひと・しごと創生本部「結婚・出産に関する意識調査」(平成27年10月)



9 「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく年次報告について

この年次報告書は、「子どもを虐待から守る条例」第28条の規定に基づき、平成27年度における児童虐待を取り巻く現状や県の施策の実施状況などについてまとめたもので、主なポイントは次のとおりです。

1 児童虐待相談の状況

(1) 児童虐待相談対応件数の年次推移（別冊3 2頁）

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は1,291件でした。平成24年度から4年連続で1,000件を超える高い数値で推移しています。

この背景として、核家族の増加や地域住民同士のつながりの希薄化により、家庭及び地域における養育力が低下し、子育てに悩む家庭が孤立した状態におかれたまま、必要な助言や支援を得られずにいることが考えられます。また、平成24年度に発生した2件の死亡事例による地域の関心の高まりが考えられます。

(2) 児童虐待相談の経路（別冊3 3頁）

児童相談所への相談経路は、①市町の機関、②近隣・知人、③学校等の順となりました。

児童虐待の第一義的な相談窓口である市町の機関からの相談が587件（前年度から33件増）と半数近くを占めています。続いて、近隣・知人が175件（同89件増）、学校等が142件（同86件増）となっており、それぞれ大幅に増加しています。

近隣・知人については、報道等による関心の高まりがうかがえます。また、学校等については、児童虐待問題への学校現場の意識が高まり、児童相談所や警察等の関係機関との連携強化が推進されていることが考えられます。

(3) 児童虐待相談における主な虐待者（別冊3 4頁）

主な虐待者は、実母によるものが702件（54.4%）で最も多くなっています。

これは、子育ての中心が母親であることが多く、育児をはじめとするさまざまなストレスが母親による虐待を誘発しているものと考えられます。

(4) 被虐待児童の年齢（別冊3 5頁）

児童虐待相談対応件数の約半数にあたる605件（46.8%）が学齢前の乳幼児に対するものです。

年齢が低いほど危険性が高く、死亡や重篤事例につながる傾向にあり、全国の児童虐待死亡事例では66.7%が3歳未満の児童です。

(5) 児童虐待相談種別 (別冊3 6頁)

虐待相談の種別では、周囲の人が発見しやすい「身体的虐待」が495件(38.3%)で最も多くなっています。

次いで、「心理的虐待」が前年度から43件増の451件(34.9%)と増加しています。これは、平成25年8月に厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」が改正され、家庭内で児童虐待がある場合、そのきょうだいについては原則、心理的虐待として受け付けることになったことによるものと考えられます。

(6) 児童虐待相談後の処遇 (別冊3 7頁)

相談後の児童処遇については、面接指導が1,134件(87.8%)となっています。また、施設入所や里親委託は合わせて98件(7.6%)となっています。

(7) 被措置児童虐待の状況及び講じた措置等 (別冊3 8頁)

被措置児童虐待は2件発生しました(福祉型障がい児入所施設1件、親族里親1件)。

県は加害者、被害者、施設職員への事情聴取を行うとともに、施設に対し改善計画の提出を求めるなど、再発防止に取り組みました。

(8) 立入調査、臨検・捜索及び一時保護の実施状況 (別冊3 9頁)

児童虐待の防止等に関する法律に基づく対応として、警察への援助要請を6件、児童相談所への出頭要求を3件、立入調査を2件実施しました。臨検・捜索については、実施したケースがありませんでした。

一時保護については、実施した児童は799人で、前年度から206人増と大幅な増加になりました。このうち5割強(449人)が虐待を事由とするものでした。

2 県の児童虐待防止等に対する取組状況 (別冊3 18~20頁)

平成24年の児童虐待死亡事例の検証結果もふまえ、次の取組を行いました。

(1) 児童相談所の体制・機能の強化

- 平成25~26年度に研究開発した初期対応を的確に実施するための「リスクアセスメントツール」及び一時保護後の在宅支援を的確に実施するための「ニーズアセスメントツール」の精度向上と運用の徹底に取り組みました。
- モデル地域(津市及び四日市市)において、主に学校・保育所等に通う児童について、民間団体との協働によるモニタリングを行い、きめ細かな支援や関係機関との連携強化を図りました。
- 法的対応・介入型支援を強化するため、児童相談センターに弁護士及び警察官を配置しました。
- 児童相談センター及び北勢児童相談所に、里親業務専任の職員を1名ずつ配置しました。

(2) 連携・協力体制の整備

- 市町への支援について、各市町の児童相談体制の課題を把握し、連携の円滑化、ケース進行管理の徹底やバックアップ機能の強化を図るため、市町との定期協議を実施しました。
- 市町要保護児童対策地域協議会の運営強化やケース進行管理の徹底を支援するため、アドバイザー派遣等を実施しました。
- 各児童相談所と管内の警察署、市町児童福祉主管課、市町教育委員会が意見交換を目的とした合同会議を計6回開催し、児童虐待通告を受けて立入調査を行うまでの実地訓練を併せて行いました。
- 連携強化を目的として、津地方検察庁と児童相談センターの間で、相互理解のための交流研修や意見交換会等の開催に取り組みました。
- 被害児の心理的負担を軽減するため、検察、警察、児童相談所の三者による勉強会の開催と、協同による被害事実確認面接（司法面接）の実施に取り組みました。
- 虐待を発見しやすい立場にある医療現場における児童虐待早期対応の取組を促進するため、県と医療機関との共催により、医師や看護師、行政職員等を対象とした虐待対応プログラムの医学的研修会を5回開催しました。
(参加者 467人)

(3) 専門家による援助体制の整備

困難事例への対応や法的対応を的確に行うため、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会での諮問等（年間開催回数10回、審議案件17件）を行いました。

3 今後の対応

平成28年度は、リスク及びニーズの両アセスメントツールの運用のさらなる徹底を図るとともに、北勢児童相談所にケースワーカー等3名を増員しています。

また、平成27年度に引き続き、医療従事者を対象に児童虐待対応に関する知識を身につける機会を提供します。（県内6か所で実施予定）

10 三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画の改定について

1 計画改定の趣旨

「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」（以下「県DV防止計画」という。）は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に基づき、平成18年3月に策定し、現計画で第4次計画となっています。

これまで、計画に基づき、DV防止及び被害者の保護等に取り組んできましたが、平成28年度は現計画の最終年度となることから、取組状況やDV被害と支援の現状・課題を検証したうえで、有識者や関係機関の代表者で構成する懇話会等の意見をふまえて計画を改定します。

*DV（ドメスティック・バイオレンスの略）

一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者からの暴力を指します。

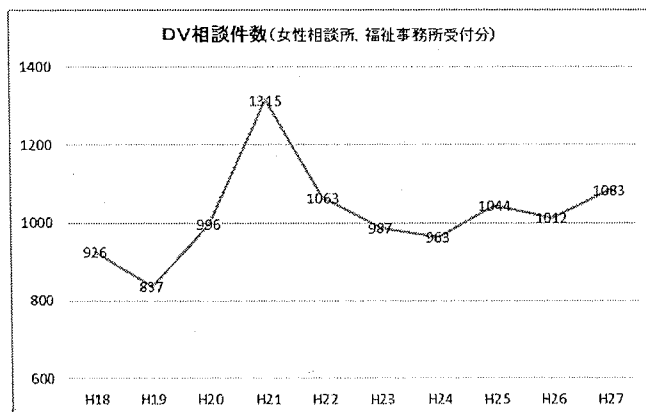
2 現在までの経緯

平成13年4月	DV防止法公布（平成14年4月施行）
平成16年4月	DV防止法改正（都道府県の基本計画策定を義務化等）
平成18年3月	県DV防止計画を策定（平成18年度～20年度）
平成20年1月	DV防止法改正（保護命令制度の拡充、市町村における基本計画策定や配偶者暴力相談支援センター設置を努力義務化）
平成21年3月	県DV防止計画改定（第2次）（平成21年度～22年度）
平成23年3月	県DV防止計画改定（第3次）（平成23年度～25年度）
平成25年7月	DV防止法改正（生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者を法律の対象に追加）（平成26年1月施行）
平成26年3月	県DV防止計画改定（第4次）（平成26年度～28年度）

3 本県におけるDV相談の状況とDV防止に向けた取組

(1) DV相談の状況

県の女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）をはじめ、県及び市町福祉事務所のDV被害相談窓口で受理したDV相談件数は、平成21年度に1,300件を超える相談がありましたが、その後は毎年度1,000件前後で推移し、平成27年度の実績は1,083件でした。



(2) 県の取組

県では、DVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に向けて、毎年11月の女性に対する暴力防止期間に、県内各地で街頭啓発活動を行い、県民に対し啓発を実施するとともに、DV被害者に相談・支援体制の情報等が届くよう、DV相談先カードを公共施設、コンビニエンスストア、ショッピングセンター等に配置しています。

また、市町や関係機関・団体等と連携し、DVの未然防止や若年層の予防施策等に取り組むとともに、女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）を中心に、相談支援体制を整備しています。

これらの取組の結果、45頁から46頁の「Ⅱ現計画の目標達成状況（主目標）」にお示しするように、現計画の目標項目である「DV被害を受けた経験のある人のうち、どこ（だれ）かに相談したことがある人の割合」や、「市町基本計画を策定した市町数」は増加してきていますが、「DV防止法を知っている人の割合」等が伸び悩んでおり、今後さらに、DV防止についての効果的な啓発を行う必要があります。

4 現計画の改定の方向性（案）

8月23日（火）に有識者や関係機関の代表による「第1回三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画改定懇話会」を開催し、本県におけるDV被害の状況及び施策の取組状況等について説明し、意見交換を行いました。

主な意見は以下のとおりです。

- ① 普及啓発の効果を高めるため、他事業の啓発月間とタイアップするなど、啓発のあり方を見直すべきではないか。
- ② 現行計画は被害者支援に重きをなしているが、加害者支援をどうするかを検討も必要である。
- ③ DV被害にあわない起こさないために、中学校ではなく、小学校高学年からの啓発や学習が必要ではないか。
- ④ 犯罪被害者や性暴力被害者を支援する取組についても計画に盛り込めないか。

これらの意見をふまえ、県民への効果的な啓発や、加害者支援の実施等について検討していきます。

5 スケジュール

平成28年4月～9月	現状把握、課題の整理
8月	第1回三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画改定懇話会（以下「懇話会」という。）
9月	県DV防止会議
10月	健康福祉病院常任委員会で計画改定について説明
11月	市町説明会、第2回懇話会で中間案を報告
12月	健康福祉病院常任委員会で中間案を報告
12月～1月	パブリックコメント
平成29年1月	第3回懇話会で最終案を報告
3月	健康福祉病院常任委員会で最終案を報告

＝参考＝

I 現計画の取組（体系図）

1 DVが「起こらない」社会	
(1) DVをはじめとする暴力を許さない社会意識の形成と教育の推進	DVに関する周知・啓発等の実施 ほか
(2)加害者にならないための取組研究	加害者にならないための取組の研究
2 DV被害に「気づく」ことができる社会	
(1)関係機関等による発見・通報のための環境づくり	医療、保健関係者による発見・通報のための環境づくり ほか
(2)DV被害者がDVに関する情報を十分に得られる社会環境づくり	被害者に対するDVに関する情報提供の充実
3 DV被害者の「安全・安心が確保され自立等への支援が受けられる」社会	
(1)総合的な調整機能の強化	配偶者暴力相談支援センターの充実強化
(2)相談体制の整備	相談しやすい環境の整備 ほか
(3)保護体制及び加害者対策の強化	迅速に保護を行える体制づくり 警察による被害者保護及び加害者への対応 ほか
(4)自立支援のための体制づくり	被害者への心理的支援 ほか
(5)子どもへの支援のための体制づくり	DVの子どもに与える影響に関する理解促進 子どものこころのケアにおける児童相談所との連携 ほか
(6)外国人、障がい者等への対応	啓発資料等の多言語化の実施 ほか
(7)関係機関・職務関係者への研修やサポート体制の充実	支援者に対する心理的サポート体制の整備
4 DVに対して「多様な主体が取り組む」社会	
(1)地域DV防止ネットワークの構築	広域的なDV対応・連携の促進
(2)保護自立支援における関係機関の連携強化	配偶者暴力相談支援センターにおける関係機関との連携強化 ほか
(3)市町におけるDV対策の促進支援	市町基本計画の策定支援 ほか
(4)苦情の適切かつ迅速な処理の推進	苦情の適切かつ迅速な処理の推進

II 現計画の目標達成状況（主目標）

目 標 項 目	H25 年度 実績	H26 年度 実績	H27 年度 実績	H28 年度 目標
DV防止法を知っている人の割合	46.5%	46.5	46.3%	60.0%
DV被害を受けた経験のある人のうち、どこ（だれ）かに相談したことがある人の割合	20.3%	20.3%	42.8%	50.0%

一時保護されたDV被害者が婦人保護施設等への入所や地域における自立生活につながった人の割合	80%	80%	84%	100%
市町基本計画を策定した市町数	10市町	11市町	12市町	15市町

11 国児学園のあり方検討について

1 第1回「国児学園のあり方検討委員会」について

(1) 開催日時等

開催日時：平成28年7月22日（金）13時30分～15時30分

場 所：国児学園 多目的教室

(2) 検討概要

委員会では、子どもの権利、最善の利益優先、プライバシー保護の観点で児童自立支援施設における「権利擁護」について議論するとともに、発達障がいなど特別なケアを必要とする児童が増加する中、個別支援や心理治療的なケアなど、まずは職員の「専門的機能」について議論したい等の意見が出されました。

2 今後の予定

今後、「権利擁護」、「専門的機能」及び「運営体制」の3つの課題を柱に検討を進め、年度内に同学園の中・長期的な運営に関する報告書を取りまとめていく予定です。

平成28年 10月～11月 国児学園のあり方検討委員会（第2回）

12月 健康福祉病院常任委員会で検討状況を報告

国児学園のあり方検討委員会（第3回）

平成29年 1月～2月 国児学園のあり方検討委員会（第4回）

3月 健康福祉病院常任委員会で検討状況を報告

12 社会福祉法人制度改革について

1 社会福祉法人制度改革の内容について

平成28年3月31日に社会福祉法等の一部を改正する法案が衆議院で可決成立し、同日公布されました。

この改正の目的は、社会福祉法人が社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的な役割を果たすだけでなく、営利企業など他の経営主体では対応困難な福祉サービスの供給を含め、多様化・複雑化する福祉ニーズを充足するための取組を積極的に講じ、社会福祉法人がこうした地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たすことにあります。この法案の成立により社会福祉法人は、従来に比べ一層の公益性、非営利性が求められることになりました。

法の施行は平成28年4月1日と平成29年4月1日に分かれており、詳細は以下のとおりです。

2 平成28年4月1日施行分

- (1) 財務諸表の公表等について法律上明記することにより、社会福祉法人の事業運営の透明性の向上を図ります。
 - ① 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
 - ② 財務諸表、現況報告書、役員報酬基準の公表に係る規定の整備
 - ③ インターネット、ホームページによる公表の義務付け
- (2) 適正かつ公正な支出管理を確保することにより、社会福祉法人の財務規律の強化を図ります。
 - ① 役員等関係者への特別の利益供与を禁止（評議員、理事、監事、職員に加えその他政令で定める当該法人の関係者に拡大＝公益法人と同様）
 - ② 会計基準の省令への位置付け
- (3) 社会福祉法人の本旨である、地域における公益的な取組を責務化することにより、他の事業主体では困難な福祉ニーズへの対応を求めます。
 - ① 公益性の高い非営利法人として、営利企業など他の事業主体では困難な福祉ニーズに対応する責務を規定。具体的には社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供
- (4) 行政の関与のあり方を見直すとともに、勧告・公表等、指導監督する仕組みを強化することにより、所轄庁による指導監督の機能強化を図ります。
 - ① 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置付け
 - ② 経営改善や法令順守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告・公表）に関する規定を整備

3 平成29年4月1日施行分

- (1) 理事、理事長に対する牽制機能を強化し、財務会計に係るチェック体制の整備を図ることにより、経営組織のガバナンスの強化を図ります。
 - ① 議決機関としての評議員会の設置を義務付け

- ② 役員、理事会、評議員会の権限・責任に係る規定の整備
 - ③ 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
 - ④ 一定規模以上の法人への会計監査人の導入等
- (2) 余裕財産（いわゆる内部留保）を明確化し、社会福祉事業等への計画的な再投資を行うことにより公益性を担保し、財務規律の強化を図ります。
- ① 役員報酬基準の作成と公表を義務付け
 - ② 純資産から事業継続に必要な財産の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額「社会福祉充実残額（いわゆる内部留保）」を明確化
 - ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画（社会福祉充実計画）の作成を義務付け

4 今後の対応について

県としては、法改正の趣旨をふまえ、社会福祉法人が新制度に円滑に移行できるよう、国の動向を注視しながら所轄庁である市と連携して支援していきます。

- (1) 国が実施した社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会を受け、県内全ての社会福祉法人に対して説明会（平成28年8月2日（火））を県市の共催で実施しました。
- (2) 国からは平成28年10月以降に関係政省令、通知が発出される予定であり、最新の情報についてはホームページ等を活用し迅速に提供していきます。
- (3) 県所轄の社会福祉法人に対しては、具体的な相談等について個別に対応していくとともに、市等、他の所轄庁との連携を取りながら、県内全ての社会福祉法人が円滑に新制度へ移行できるよう支援します。

13 社会福祉施設の入所者等の安全対策について

1 取組経緯等

平成28年7月26日に神奈川県内の障害者入所施設において46人が死傷した事件を受け、本県では市町及び社会福祉施設に注意喚起文書を周知するとともに、庁内の関係課、警察、地域機関等による緊急連絡会議を開催し、安全確保対策及び関係機関等との連携体制について周知、確認を行いました。

また、社会福祉法人を対象とした会議で安全対策の徹底・確認を呼びかけるとともに、社会福祉施設の安全対策面での課題を抽出し、対応策を検討するため、社会福祉法人や社会福祉施設に対して調査を実施しました。

この調査の結果や国での検討結果等をふまえ、事件の再発防止に向けた取組を進めているところです。

(主な取組)

- ・平成28年7月27日：社会福祉施設等における入所者等の安全確保について注意喚起文書の周知
- ・平成28年8月1日：第1回庁内連絡会議を開催し入所者の安全確保等を確認
- ・平成28年8月2日：社会福祉法人対象の会議で安全対策等を徹底・確認するとともに、安全確保に向けた調査への協力を依頼
- ・平成28年9月9日：障がい福祉関係者、一般県民等を対象とした三重県障がい者差別解消セミナーを開催
- ・平成28年9月15日：社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保についての注意喚起文書（防犯についての点検項目等）の周知
- ・平成28年9月29日：第2回庁内連絡会議を開催し今後の取組等を確認

2 社会福祉施設入所者の安全性確保に向けた調査結果概要

(1) 回答状況（回答率等）

①障害者等関係施設	：回答率 50.3%	72施設／143施設
②高齢者関係施設	：回答率 46.0%	238施設／517施設
③児童等関係施設	：回答率 82.1%	23施設／28施設
④救護施設	：回答率 100.0%	3施設／3施設
合計	：回答率 48.6%	336施設／691施設

※調査結果は別添資料のとおり

(2) 回答内容（主な意見・安全等対策）

- ①今回の事件を受けて生じた影響等
 - ・利用者が戸締り確認等に敏感になっていること
 - ・夜勤にあたる職員のメンタル面への配慮が必要になったこと
- ②今回の事件を受けて見直し・確認を行った事項
 - ・死角になる箇所等の点検・確認や防犯装置の設置・増設
 - ・夜間巡回の見直し及び強化、事件等発生時の職員対応方法の再確認

- ・地域の方々に対する障がい者理解を図るための方法等の検討促進を確認
- ③不審者の侵入、特に夜間での侵入への対応を想定した対策事例
 - ・施設職員を対象に警察の防犯講習を開催
 - ・施錠の徹底や防犯器具・設備（防犯ベル、さすまた等）の設置検討
- ④不審者の侵入に備えて警察や地域住民・ボランティア等と連携している事例
 - ・警察への施設の現況確認と防犯指導の依頼
 - ・地元駐在所による巡回の実施
 - ・近隣連合自治会、ボランティアの方々との連携協力の推進
- ⑤不審者の侵入に備えたマニュアルの策定例
 - ・防犯・緊急事態対応マニュアルの策定検討
 - ・緊急時の職員間の通報（連絡）体制の確認
- ⑥施設入所者の安全を確保するうえで課題として認識している事項
 - ・職員の体制が少人数の時間帯は不審者の対応が困難であること
 - ・警察通報を含め、速やかに周りに応援を求めることが必要であること
 - ・障がい者の人権保障、利用者の尊厳を土台にした支援が必要であること
- ⑦施設入所者の安全を向上させるための意見や提言
 - ・職員の意識のレベルアップとともに、利用者の安全・安心等を図るための人員配置の最低基準の底上げが必要
 - ・不審者情報の共有や、地域・警察との連携を進めることが必要
- ⑧その他
 - ・社会福祉施設の安全確保対策のみでなく、社会的な弱者に対する偏見や差別に着目することが必要
 - ・どの命も大切に誰にでも基本的な人権が備わっているということを社会全体で確認していくことが必要

3 関係団体（当事者、施設団体等）からの意見等の概要

事件が発生した施設は重度の知的障がい者が多く入所する施設であることから、本県の障がい者関係団体から以下の意見等が寄せられています。

(1) 意見等が寄せられた障がい者関係団体

三重県身体障害者福祉施設協議会、三重県知的障害者福祉協会、三重県障害者団体連合会、三重県視覚障害者協会、三重県聴覚障害者協会、三重県知的障害者育成会、三重県精神保健福祉会

(2) 主な意見、安全等対策

①安全対策について

- ・事件後、防犯カメラを増やすなど、個別に対策をとっている
- ・福祉施設の安全対策を後押しできる補助金制度等の支援が必要
- ・警察官の「立ち寄り所」の指定や深夜帯のパトロール巡回が必要
- ・防犯と地域に開かれた施設との両立が課題

②職員の管理・研修及び危機管理について

- ・施設職員のメンタルヘルスが重要。また、介護職員の給与を一律アップするなどの処遇改善が必要
- ・職員研修の実施及び新任職員へのフォローアップ体制の確立。常勤換算で配置されている職員の資格取得の推奨と支援策が必要
- ・職員間の意思疎通と情報共有化、ヒヤリハットの事例分析が必要

③措置入院等について

- ・措置入院者などの情報共有を関係機関でしっかり行い、連携して退院後の対応や生活支援を行うことが必要
- ・措置入院はあくまで病気の治療にあたることが目的であり、措置入院で思想的な部分を変えることは困難

④啓発について

- ・当事者への偏見の助長や、当事者や家族は不幸であるという間違った認識により、障がい当事者はますます生きにくくなるのではないか
- ・今回の事件は思想的背景によるもので、県全体としてこのような思想が生まれにくい「環境」を醸成することが必要

4 国の動向等

(1) 国の再発防止策検討チームの設置について

厚生労働省において、「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」が設置され、審議が行われています。(非公開)

検討会には内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、神奈川県、相模原市が参画しており、4回開催のうえ、9月14日に中間とりまとめが報告されました。今後、再発防止策をとりまとめることとされています。

① 中間とりまとめで示された今後の検討課題(防犯対策関係)

- ・社会福祉施設等における防犯について、日常の対応や、犯行予告がなされた場合のような緊急時の対応に関し、具体的な点検項目を新たに提示
- ・点検項目を受けて、社会福祉施設等においては、防犯の観点から現状を点検、対応すべき点を把握
- ・地域と一体となった開かれた社会福祉施設等という基本的方向性は維持
※このほか、精神保健福祉法に基づく措置入院中の診療、措置解除時の対応、措置解除後の対応について、検証で明らかになった点、今後の検討課題を記載

② 厚生労働省による防犯についての点検項目の提示

中間とりまとめを受けて、9月15日、厚生労働省から「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」として、現場に必要とされる点検項目が技術的助言として都道府県等に通知されました。

(社会福祉施設等における点検項目)

ア 日常の対応

- ・所内体制と職員の共通理解

- ・不審者情報に係る地域や関係機関等との連携
 - ・施設等と利用者の家族の取組
 - ・地域との協同による防犯意識の醸成
 - ・施設設備面における防犯に係る安全確保
 - ・施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保
- イ 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応
- ・不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制
 - ・不審者が立ち上がった場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等

(2) 国の防犯対策等予算の状況について

国の平成28年度第2次補正予算案(8月24日閣議決定)では、社会福祉施設等の防犯対策の強化のため、障害者支援施設、高齢者施設、児童養護施設等の防犯カメラの設置など、必要な安全対策に係る補助経費が要求されています。

5 今後の対応方針

(1) 当面の対応

① 施設の防犯対策に資する情報提供

国の技術的助言に基づく社会福祉施設等における点検項目などについて、市町や社会福祉施設等に対して情報提供を行いました。今後も、社会福祉施設における防犯マニュアルの作成支援など、防犯対策に資する情報を提供してまいります。

② 防犯の観点も加えた指導監査の実施

県が行う指導監査については、これまでは危機管理について、南海トラフ地震の防災対策の取組等を重点として指導してきましたが、指導項目に防犯の観点も新たに加えた指導監査を実施してまいります。

③ 地域社会の理解を得るための啓発等の実施

共生社会の実現に向け、“地域社会全体の意識を変えていく”という視点が重要であり、障がいに対する理解の普及・啓発を図るため、平成28年9月9日、三重県障がい者差別解消セミナーを開催しました。今後も、当事者、関係団体等から構成される自立支援協議会等と意見交換を図りながら、地域社会の理解を得るための啓発等を実施してまいります。

(2) 県の調査結果や国の検討結果等をふまえた対応の検討

社会福祉施設を対象とした入所者の安全性確保に向けた調査の回答とりまとめ結果や厚生労働省で設置された「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」の検討結果等の国の動向、関係団体等のご意見や対応状況等もふまえ、県として、今後の安全対策等について検討してまいります。

社会福祉施設入所者の安全性確保に向けた調査結果

平成 28 年 10 月 5 日 健康福祉部

県内の社会福祉施設等を対象に実施しました「社会福祉施設入所者の安全性確保に向けた調査」の実施結果を次のとおりとりまとめましたので報告します。

(1) 調査期間

平成 28 年 8 月 2 日 (火) から 8 月 31 日 (水) まで

(2) 回答状況 (対象施設・回答率)

①障害者等関係施設	：回答率 50.3%	72 施設 / 143 施設
②高齢者関係施設	：回答率 46.0%	238 施設 / 517 施設
③児童等関係施設	：回答率 82.1%	23 施設 / 28 施設
④救護施設	：回答率 100.0%	3 施設 / 3 施設
合計	：回答率 48.6%	336 施設 / 691 施設

(3) 調査項目 (回答：記述式)

- ①今回の事件を受けて生じた影響等
- ②今回の事件を受けて見直し・確認を行った事項
- ③不審者の侵入、特に夜間での侵入への対応を想定した対策事例
- ④不審者の侵入に備えて警察や地域住民・ボランティア等と連携している事例
- ⑤不審者の侵入に備えたマニュアルの策定例
- ⑥施設入所者の安全を確保するうえで課題として認識している事項
- ⑦施設入所者の安全を向上させるための意見や提言
- ⑧その他

(4) 回答内容 (主な意見・安全等対策)

①今回の事件を受けて生じた影響等

今回の事件を受けて、施設の利用者や利用者の家族の方に不安感があるため、施設の安全対策等の現状について説明を求められる施設があり、既に説明のための会議や文書配布を行った施設がありました。また、施設職員に不安や動揺があるという施設がありました。

一方で、特に影響はない、少ないという施設もあります。

(主な意見)

- ・利用者が戸締り確認等に敏感になっていること
- ・夜勤にあたる職員のメンタル面への配慮が必要になったこと
- ・保護者会より施設の防犯対策について要望があったこと
- ・不安・混乱をきたす入所者があれば、丁寧に寄り添うよう職員に指示したこと
- ・警察から施設への安全指導や巡回があったこと
- ・近隣住民から安全等についての問い合わせがあったこと

②今回の事件を受けて見直し・確認を行った事項

今回の事件を受けて、多くの施設では、安全点検や緊急対応、夜間等における施錠の確認、防犯設備等の設置・増設など、施設の防犯対策が検討・実施されています。また、防犯訓練や危機管理等の職員研修を検討・実施するとともに、職員の人事管理を重視するほか、人権意識向上等の研修を行う施設もあります。

さらに、パトロールや地域の見守りなど、警察や地域との連携を検討・実施する施設もあります。

(主な意見)

- ・死角になる箇所等の点検・確認や防犯装置の設置・増設
- ・夜間時の施錠徹底・巡回強化、事件等発生時の職員対応方法の再確認
- ・利用者保護のための避難経路等の緊急対応の再確認
- ・地域の方々に対し障がい者理解を図るための方法等の検討促進を確認
- ・緊急時対応マニュアルの策定・確認等
- ・来訪者の確認及び面会時間の変更

③不審者の侵入、特に夜間での侵入への対応を想定した対策事例

不審者等への対応としては、夜間等における施錠の確認・徹底、緊急時の通報体制の確認を行うほか、防犯設備や防犯器具等の設置・増設を検討する施設があります。また、警察による防犯講習、夜間巡回の実施について検討・依頼する施設もあります。

(主な意見)

- ・施設職員を対象に警察の防犯講習を開催
- ・施錠の徹底や防犯設備（防犯カメラ、非常通報装置、防犯センサー、ガラスフィルム）・用具（人感ライト、防犯ベル、防犯フィルム、さすまた、防犯笛、催涙スプレー、ネットランチャー等）の設置検討
- ・警備会社との警備内容の拡充を検討

- ・地元自治会との連携確認・見直し

※主な集計結果

- ・防犯器具・設備の設置・検討：約 21.5%
- ・施設の施錠や通報体制の確認・実施：36.4%
- ・警察による講習、夜間巡回の検討・実施：3.3% 等

④不審者の侵入に備えて警察や地域住民・ボランティア等と連携している事例

不審者の侵入に備えて、警察による防犯指導や地元駐在所等によるパトロールなど、地元警察と連携した防犯対策を検討・実施している施設があります。また、日頃から行事等で地域との交流を進めるほか、地元自治会への緊急時の応援要請やボランティアの協力など、地域との連携を検討・実施している施設もあります。

(主な意見)

- ・警察への施設の現況確認と防犯指導の依頼
- ・地元駐在所等による巡回の実施
- ・三重県警察防犯の絆ネットワークへの登録
- ・日頃から行事等で交流するなど、地域との連絡・協力体制の形成
- ・緊急時の応援要請など、近隣の連合自治会、ボランティアの方々との連携協力を検討・確認

⑤不審者の侵入に備えたマニュアルの策定例

不審者等の侵入に備えたマニュアルについては、既に策定済みとする施設もありますが、大半の施設では整備されていないのが現状です。現在、マニュアルを作成中、もしくは、策定を予定・検討する施設がある一方で、策定予定なし、もしくは、策定予定はないが安全等の対策を確認・検討する施設もあります。

(主な意見)

- ・防犯・緊急事態対応マニュアルの策定を検討
- ・マニュアルはないが、緊急時における職員間の通報(連絡)体制を確認
- ・マニュアルはないが、異常があれば、警察への通報や近隣に応援依頼

※主な集計結果

- ・マニュアル策定済み：15.1%
- ・マニュアル策定中・予定・検討中：48.2%
- ・マニュアルはないが、対応検討・実施中：6.8% 等

⑥施設入所者の安全を確保するうえで課題として認識している事項

施設入所者の安全確保の課題として、職員の危機管理意識の向上が必要とする一方で、職員の配置が少人数の時間帯の対応などの職員体制上の課題があげられています。また、防犯設備の設置・増設は有効ではあるが費用負担上の課題があることや、緊急時における利用者支援の困難さが指摘されています。

さらに、警察への速やかな通報体制の構築や地域との交流・連携をいかに進めるかなどの課題があげられています。

(主な意見)

- ・ 職員の体制が少人数の時間帯は不審者の対応が困難であること
- ・ 警察通報を含め、速やかに周りに応援を求めることが必要であること
- ・ 障がい者の人権保障、利用者の尊厳を土台にした支援が必要であること
- ・ 監視カメラ等も効果的ではあるが、全ての場所に取り付けることは困難であること

⑦施設入所者の安全を向上させるための意見や提言

施設入所者の安全性向上のための意見・提言としては、緊急時における連絡体制の確認や防犯訓練を進める必要があるとするほか、防犯設備の設置・増設や防犯マニュアル策定に対する支援を求める意見がありました。

また、職員の危機管理等の意識向上が必要であるとするほか、人員配置に対する支援が必要とする意見がありました。

さらに、不審者情報の共有やパトロール強化など警察との連携や、地域住民との連携を進める必要があるとの意見がありました。

(主な意見)

- ・ 職員意識のレベルアップとともに、利用者の安全安心等を図るための人員配置の最低基準の底上げが必要
- ・ 不審者情報の共有や、地域・警察との連携を進めることが必要
- ・ 社会的な啓発・普及はもとより、人権思想に基づく支援の在り方・施設の在り方を追求していく取組が重要
- ・ インクルーシブな社会づくりを進めることが必要
- ・ 措置入院患者の退院後の地域での支援やフォローアップが必要

⑧その他

社会福祉施設の防犯対策等の情報提供や、障がい理解や人権尊重等の普及・啓発活動を進めることが必要との意見がありました。

また、緊急対応時の職員の安全確保とともに、相談体制の整備やストレス解消など職員が精神的に安定できる環境整備が必要であるとするほか、官民一体となった介護人材の確保に取り組むことが必要であるとの意見がありました。

(主な意見)

- ・ 社会福祉施設の安全確保対策のみでなく、社会的な弱者に対する偏見や差別に着目することが必要
- ・ どの命も大切に誰にでも基本的な人権が備わっているということを社会全体で確認していくことが必要
- ・ 地域に開かれた施設と安全性の確保の両立が課題
- ・ 利用者の安全はもとより、職員の安全を確保することも大切
- ・ 連続休暇の取得、相談体制整備やストレス解消など、職員が精神的に安定できる環境整備が必要
- ・ 防犯対策等の情報提供が必要
- ・ 地域住民や家族の出入りがあることが安全につながるため、日頃から開かれた施設をめざすことが必要
- ・ 官民一体となった介護人材確保に向けた取組が必要

14 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

健康福祉部が所管する公の施設で、指定管理者制度を導入しているのは、次の5施設です。指定管理者制度に関する取扱要綱第26条に基づき、「平成27年度 指定管理者が行う公の施設の管理状況及び評価」について報告します。

また、平成27年度をもって5年間の指定期間が終了した4施設について、同要綱に基づき、「指定期間全体の管理の実績に関する評価」を合わせて報告します。

1 平成27年度 指定管理者が行う公の施設の管理状況及び評価

公の施設	指定管理者	指定期間
三重県身体障害者総合福祉センター	社会福祉法人 三重県厚生事業団	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
三重県視覚障害者支援センター	社会福祉法人 三重県視覚障害者協会	
三重県聴覚障害者支援センター	一般社団法人 三重県聴覚障害者協会	平成27年4月1日～ 平成32年3月31日
みえこどもの城	公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
三重県母子・父子福祉センター	一般財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会	

2 指定期間全体の管理の実績に関する評価

公の施設	指定管理者	指定期間
三重県身体障害者総合福祉センター	社会福祉法人 三重県厚生事業団	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
三重県視覚障害者支援センター	社会福祉法人 三重県視覚障害者協会	
みえこどもの城	公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団	
三重県母子・父子福祉センター	一般財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会	

※指定管理者の自己評価の基準

評価の項目「1 管理業務の実施状況」の評価

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
- 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

評価の項目「2 施設の利用状況」「3 成果目標及びその実績」の評価

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 当初の目標を達成している。
- 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

※県の評価の基準

- 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
- 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
- 「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

平成27年度 指定管理者が行う公の施設の管理状況及び評価

三重県身体障害者総合福祉センター

1 施設の概要				
①指定管理者：社会福祉法人三重県厚生事業団				
②指定の期間：平成23年4月1日～平成28年3月31日				
③管理業務の内容				
・センターの事業に関する業務 (生活援助棟としての業務、福祉センターA型としての業務)				
・センターの施設及び設備の利用の許可等に関する業務				
・センターの利用料金の收受等に関する業務				
・センターの維持管理及び修繕に関する業務				
・その他センターの管理上必要と認める業務				
2 成果目標及び実績				
内容		目標		実績
施設入所支援稼働率		96%		88%
地域生活移行率		50%		42.5%
三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭参加人数		2,500人		2,939人
福祉用具相談指導件数		300件		306件
3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H26	H27	H26	H27
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	B	B		
<p><総括的な評価></p> <p>・障害福祉サービスとしては、主に、怪我や病気等により、急性期病院に入院し、退院後一定期間、身体的な機能訓練等が必要となった障がい者を対象としているため、利用者数が変動することとなるが、施設入所支援稼働率及び地域生活移行率の実績が、成果目標を下回っている。</p> <p>・高次脳機能障がい者への訓練等の専門的・特徴的な訓練の実施、個別支援計画に基づくニーズへのきめ細かな対応を行うとともに、病院等関係機関への広報等、利用率の向上に向けた取組を行っている。</p> <p>・三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭参加人数は、昨年度より減少しているが、成果目標を大きく上回っている。</p> <p>・利用者へのきめ細かい対応等により、利用者満足度は88%と前年度（91%）と同様、高い水準を維持している。</p> <p>・収支のバランスを考慮しながら、適正な施設の維持管理を実施している。</p> <p>以上のことから、三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者として適切に業務を実施し、施設の設置目的である「身体障害者の福祉の増進」に向け、取り組んでいる。</p> <p>成果目標を達成していない施設入所支援稼働率と地域生活移行率については、引き続き、利用者に応じた訓練の実施など、きめ細かなサービスを提供するとともに、地域における潜在的なニーズの掘り起こしに向けた関係機関への継続的な広報活動等の取組を実施することにより、実績の向上を図る必要がある。</p>				

三重県視覚障害者支援センター

1 施設の概要
①指定管理者：社会福祉法人三重県視覚障害者協会 ②指定の期間：平成23年4月1日～平成28年3月31日 ③管理業務の内容 ・点字刊行物及び視覚障がい者等用の録音物を利用に供すること。 ・点訳及び音訳のボランティア活動の育成及び支援に関すること。 ・視覚障がい者の日常生活及び社会生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うこと。 ・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務 ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績		
内容	目標	実績
点字・録音図書、雑誌の貸出、閲覧	17,750タイトル	18,877タイトル
点字・録音図書、雑誌の制作、編集	235タイトル	370タイトル
点訳奉仕員養成受講者数	50人	2人
音訳奉仕員養成受講者数	50人	11人
生活訓練	54回	206回
メール受信希望者数	150人	176人
施設利用登録者数	550人	864人

3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H26	H27	H26	H27
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	A	A		
3 成果目標及びその実績	B	B		
<p><総括的な評価></p> <p>・点字刊行物の貸出等、点字図書館業務については、より多くの分野の蔵書の増設等に努めた結果、貸出数及び制作数ともに成果目標を達成している。また、サピエ図書（視覚障がい者専用のネットワークサービス）の利用については、センター利用者がサピエ図書コンテンツをダウンロードした数が、前年度より増加している。</p> <p>・点訳・音訳奉仕員養成に係る受講者数は、成果目標を達成できなかった。</p> <p>・生活訓練については、個々のニーズに応じた個別訓練を実施し、目標を達成している。</p> <p>・夏休み「小中学生盲導犬体験会」の開催や「県民の日」記念事業への参加等の取組により、視覚障がい者の理解促進を図っている。</p> <p>以上のことから、三重県視覚障害者支援センターの指定管理者として適切に業務を実施し、施設の設置目的である「視覚障がい者等の福祉の推進」に向け、取り組んでいる。</p> <p>利用が増加しているサピエ図書館への対応や個別対応の生活訓練を実施するなど、視覚障がい者のニーズに応じたサービスを提供するとともに、成果目標を達成していない点訳・音訳奉仕員の養成については、広報による受講者数の確保に努め、養成後の活動につなげる必要がある。</p>				

三重県聴覚障害者支援センター

1 施設の概要
①指定管理者：一般社団法人三重県聴覚障害者協会 ②指定の期間：平成27年4月1日～平成32年3月31日 ③管理業務の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者等用の録画物、その他各種情報を記録した物の制作又は貸出に関する事。 ・手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の養成又は派遣に関する事。 ・情報支援機器の貸出、聴覚障がい者の生活等の相談など、地域生活の支援に関する事。 ・災害発生時における被災者支援に関する事。 ・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務 ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績		
内容	目標	実績
三重県聴覚障害者支援センター利用者数	3,000人	4,247人
手話通訳者等スキルアップ研修 受講申込者数	360人	363人
手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の派遣	年間 2,000時間	年間 1,855時間
情報発信回数	年間 48回以上	年間 217回
災害時における避難行動要支援者に関する協定	6市町	8市町

3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H26	H27	H26	H27
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	A	A		
3 成果目標及びその実績	B	B		
<p><総括的な評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果目標5項目のうち、4項目において目標を達成した。 ・聴覚障がい者に関する情報発信を成果目標以上に頻繁に行い、利用者の要望に基づいてチラシ等の展示棚を設けるなど、県民サービスの向上に向けて意欲的に取り組んでいる。 ・聴覚障がい者への情報発信に意欲的に取り組み、三重県聴覚障害者支援センター利用者数が前年度から20%増加している。 <p>以上のことから、三重県聴覚障害者支援センターの指定管理者として適切に管理・運営を行っていると判断する。</p> <p>成果目標を達成していない手話通訳者等、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の年間派遣時間数については、派遣を促進するため、ホームページや広報紙等を利用して、広く県民に聴覚障がい者等への情報保障の重要性を啓発していく必要がある。</p> <p>また、字幕映像ライブラリー作品貸出数が減少しているため、今後はDVD作品を増やすことや、広報紙での作品紹介や自宅郵送サービスの利用の周知に取り組み、貸出数の向上につなげていく必要がある。</p>				

みえこどもの城

1 施設の概要
①指定管理者：公益財団法人三重こどもわかもの育成財団 ②指定の期間：平成23年4月1日～平成28年3月31日 ③管理業務の内容 ・みえこどもの城条例第2条に規定する事業の実施に関する業務 ・みえこどもの城の施設および設備の利用の許可等に関する業務 ・みえこどもの城の利用料金の收受等に関する業務 ・みえこどもの城の管理施設の維持管理及び修繕に関する業務 ・上記業務のほか、知事がみえこどもの城の管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績		
内容	目標	実績
年間総利用者数	200,000人	250,152人
移動児童館等の実施件数	80件	81件
利用者の満足度	70%以上	85.37%

3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H26	H27	H26	H27
1 管理業務の実施状況	A	A		
2 施設の利用状況	A	A		
3 成果目標及びその実績	A	A	—	
<p><総括的な評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期モニタリングや報告書から、人員体制・維持管理等、みえこどもの城の管理を順調かつ適正に行い、施設も有効に活用していると判断できる。 ・県が指定管理者の公募に際して示した3つの成果目標（年間総利用者数、移動児童館等の実施回数及び利用者の満足度）については、すべて達成しており、評価できる。特に年間総利用者数について過去最高を記録したことは、優れた成果として評価できる。 ・上記3項目以外に、指定管理者が独自に設定した17の成果目標のうち、13項目を達成しており、業務計画を順調に実施していると判断する。今後、利用者の声をアンケート等を通して把握し、企画内容の充実や情報の発信に生かすなど、成果目標の達成に向けてさらに尽力されたい。 ・県民サービスの向上や県施策への貢献を行いつつ、光熱水費やコピー代等の管理費用の削減に熱心に取り組んでいる。 <p>以上のことから、みえこどもの城の指定管理者として適切に管理・運営を行っているとは判断する。今後も、指定管理者が有するノウハウを生かした創意工夫によって、みえこどもの城の魅力向上につながるよう取り組まれることを期待する。</p>				

三重県母子・父子福祉センター

1 施設の概要
①指定管理者：一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 ②指定の期間：平成23年4月1日～平成28年3月31日 ③管理業務の内容 ・母子家庭等の生活全般にわたる問題について、相談に応じること。 ・母子家庭等に対し、生業を指導、または技能を習得させること。 ・母子家庭等に対し、求人の開拓、就業を支援すること。 ・三重県母子・父子福祉センターを利用する者の児童に対し、必要な保育をすること。 ・母子家庭等の生活の向上を図るための講習会、講演会を開催すること。 ・上記のほか、三重県母子・父子福祉センターの効用を最大限に発揮するために必要な事業を実施すること。

2 成果目標及び実績		
内容	目標	実績
求人情報の提供	5,500回以上	18,084回
相談利用回数	230回以上	280回
技能習得講習会参加者数	60人以上	20人
母子自立支援員研修会開催回数	3回	3回
利用満足度調査（利用者アンケート）	2回	2回
生活向上のための講習会等	2回	5回

3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H26	H27	H26	H27
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	C	C	+	+
<総括的な評価> ・指定管理事業の最終年度として、成果目標の目標値を概ね達成できた。 ・母子寡婦福祉会への新規加入者数が減少しており、利用者数の増加には、母子寡婦福祉連合会の活動の充実、未加入の母子家庭への事業の周知を行うなどの活動が必要である。 ・各種相談事業の状況は、相談員による一般相談が、電話158件、メール3件、訪問10件となり、問題解決に向けた専門的な相談を希望する弁護士による専門相談が16件と多くあり、平成26年度を上回る件数となった。 ・就労支援事業については、指定管理事業の就業相談員1名に加え、他事業の就業相談員1名と協力し、職業紹介を行い、求人件数、就職件数ともに、平成26年度を上回る結果となった。ひとり親家庭への就労支援の充実のため、平成28年度は、指定管理事業で就業相談員を2名に増員して実施する。 ・技能習得講習会の参加者数は目標値を達成できなかったため、引き続き、広報PRにつとめ、参加者の増加を図る必要がある。 ・施設利用については、公共交通機関の利用を促すとともに、駐車場の案内等、施設利用に支障がないよう対応することが必要である。 ・文化教養事業については、生活向上のための講習会に合わせて、情報交換会を実施している。参加しやすさを考慮し、県内5地域での実施を継続することが望ましい。ひとり親家庭の交流の場を提供することは重要であり、交流会の拡大が期待される。 以上のことから、三重県母子・父子福祉センターの指定管理者として適切に管理・運営を行っている判断する。				

指定期間全体の管理の実績に関する評価

三重県身体障害者総合福祉センター

1 施設の概要
①指定管理者：社会福祉法人三重県厚生事業団 ②指定の期間：平成23年4月1日～平成28年3月31日 ③管理業務の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・センターの事業に関する業務 （生活援助棟としての業務、福祉センターA型としての業務） ・センターの施設及び設備の利用の許可等に関する業務 ・センターの利用料金の收受等に関する業務 ・センターの維持管理及び修繕に関する業務 ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価										
評価項目の内容	H23		H24		H25		H26		H27	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	B		B		B		B		B	
2 施設の利用状況	B		B		B		B		B	
3 成果目標及びその実績	B		B		B		B		B	
<p><指定期間全体の県の総括評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉センターA型及び自立訓練（機能訓練）を実施する県内唯一の障害者支援施設として、早期のリハビリテーションにつながるよう、医療機関や行政機関等と連携しながら障がい者の個々のニーズに応じたサービスを提供しており、障がい者の地域移行や社会参加の取組を進めている。 ・定期的にスポーツ教室等を開催するとともに、三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭を開催しており、障がい者スポーツの推進に貢献している。 ・三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭については、アンケート調査を実施し、運営委員会を通じて事業の改善を重ねることにより、参加人数が成果目標を大きく上回っている。 ・当施設は、障害福祉サービスとして、主に、怪我や病気等により、一定期間、身体的な機能訓練等が必要となった急性期病院を退院する障がい者を対象としているため、利用者数変動することとなるが、引き続き、利用者に応じた訓練の実施等、きめ細かなサービスを提供するとともに、地域における潜在的なニーズの掘り起こしに向けた関係機関への継続的な広報活動等の取組を実施することにより、利用実績の向上を図る必要がある。 ・ニーズの変化に対応するバランススコアカードを用いて事業運営を実施したこと等により、利用者満足度は高い水準を維持している。 ・日常点検により修繕箇所等に適切に対処するなど、収支のバランスを考慮しながら、施設の適正な維持管理を実施している。 <p>以上のことから、三重県身体障害者総合福祉センターの施設の設置目的である「身体障害者の福祉の増進」に向け、適切に運営されていると評価する。</p>										

三重県視覚障害者支援センター

1 施設の概要
<p>①指定管理者：社会福祉法人三重県視覚障害者協会</p> <p>②指定の期間：平成23年4月1日～平成28年3月31日</p> <p>③管理業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字刊行物及び視覚障がい者等用の録音物を利用に供すること。 ・点訳及び音訳のボランティア活動の育成及び支援に関すること。 ・視覚障がい者の日常生活及び社会生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うこと。 ・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務 ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価										
評価項目の内容	H23		H24		H25		H26		H27	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	B		B		B		B		B	
2 施設の利用状況	A		A		A		A		A	
3 成果目標及びその実績	B		B		B		B		B	
<p><指定期間全体の県の総括評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字図書館業務については、より多くの分野での蔵書の増設等に努めた結果、図書等の貸出数が、全期間において成果目標を達成したが、図書等の貸出数は減少傾向にあるため、蔵書の充実や図書等のデジタル化を推進するとともに、利用が増大しているサピエ図書館（視覚障がい者専用のネットワーク）への的確な対応を図ることが求められる。 ・成果目標を達成していない点訳・音訳奉仕員の養成については、受講者の確保に努め、奉仕員の育成を図る必要がある。 ・視覚障がい者の日常生活及び社会生活に関する支援として、個々のニーズに応じた生活訓練を実施し、視覚障がい者の社会参加の促進に取り組んでいる。 ・小中学生の見学受け入れや、小中学校への訪問活動、夏休み「小中学生盲導犬体験会」の開催等により、次世代への視覚障がい者福祉の普及啓発を進めている。 <p>以上のことから、三重県視覚障害者支援センターの指定管理者として適切に業務を実施し、施設の設置目的である「視覚障がい者等の福祉の推進」に向け、取り組んでいると評価する。</p>										

みえこどもの城

1 施設の概要
<p>①指定管理者：公益財団法人三重こどもわかもの育成財団</p> <p>②指定の期間：平成23年4月1日～平成28年3月31日</p> <p>③管理業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みえこどもの城条例第2条に規定する事業の実施に関する業務 ・みえこどもの城の施設および設備の利用の許可等に関する業務 ・みえこどもの城の利用料金の收受等に関する業務 ・みえこどもの城の管理施設の維持管理及び修繕に関する業務 ・上記業務のほか、知事がみえこどもの城の管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価										
評価項目の内容	H23		H24		H25		H26		H27	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	B		B		A		A		A	
2 施設の利用状況	B		B		B		A		A	
3 成果目標及びその実績	A	—	A	—	A	—	A	—	A	
<p><指定期間全体の県の総括評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度までの指定管理者であった経験を生かし、みえこどもの城の管理を順調かつ適正に行い、施設も有効に活用している。 ・施設の管理業務の実施状況では、毎年度県が実施したモニタリングにおいて、人員体制や維持管理等が適正であることが確認できていた。年度を経るごとに、光熱水費やコピー代の縮減、設備の点検を強化するなど、取組を向上させてきた。特に、平成25年度以降、指定管理料以外の収入が大幅に減少になったにもかかわらず、事業費支出を抑制し収支状況の改善に努めていることは評価できる。 ・県が指定管理者の公募に際して示した3つの成果目標（年間総利用者数、移動児童館等の実施回数、利用者の満足度）については、毎年度すべて達成しており、評価できる。さらに、平成27年度には、年間総利用者数について過去最高を記録したことは、優れた成果として評価できる。また、高い企画力で特色ある取組を増やしており、特に、企業、団体、大学、地域等との協働による「地域協働大型イベント」を実施することで、サービス内容の多様化や、子どもと大人との交流の機会を提供したことも評価できる。 ・今後も、利用者の声を、アンケート等を通して把握し、企画内容の充実や情報の発信に生かすなど、成果目標の達成に向けてさらに尽力されたい。 ・今回評価を行った第2期（平成23～27年度）では、みえこどもの城の各スペースについて、企画数や利用者数により成果目標を設定していたが、スペースごとの役割・目的に沿った事業になる傾向があったため、第3期（平成28～32年度）では企画の効果を高めるために複数のスペースを柔軟に使う発想に切り替え、回廊なども活用していくこととしている。 ・指定管理者は、保有するノウハウを生かした創意工夫と不断の努力により、コストを縮減する一方で、来館者へのサービス・アピールを向上させてきた。第2期全体では黒字を計上し、さらに平成27年度には初めて来館者数が25万人を超えるなど、順調に運営してきたものと評価できる。 <p>以上のことから、みえこどもの城の指定管理者として適切に管理・運営を行っているとは評価する。</p>										

三重県母子・父子福祉センター

1 施設の概要

- ①指定管理者：一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会
 ②指定の期間：平成23年4月1日～平成28年3月31日
 ③管理業務の内容
- ・母子家庭等の生活全般にわたる問題について、相談に応じること。
 - ・母子家庭等に対し、生業を指導、または技能を習得させること。
 - ・母子家庭等に対し、求人の開拓、就業を支援すること。
 - ・三重県母子・父子福祉センターを利用する者の児童に対し、必要な保育をすること。
 - ・母子家庭等の生活の向上を図るための講習会、講演会を開催すること。
 - ・上記のほか、三重県母子・父子福祉センターの効用を最大限に発揮するために必要な事業を実施すること。

2 施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	H23		H24		H25		H26		H27	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	A		B		B		B		B	
2 施設の利用状況	A	—	B		B		B		B	
3 成果目標及びその実績	B		C		C	+	C	+	C	+

<指定期間全体の県の総括評価>

- ・指定管理者である三重県母子寡婦連合会は、2期目の指定管理業務を行ってきた。
 - ・平成26年10月に改正された「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、「三重県母子福祉センター」を「三重県母子・父子福祉センター」に名称変更し、父子家庭も支援の対象として事業を実施し、ひとり親家庭の就労支援を行う機関として、職業紹介所、ホームページ、郵送を中心に、就業情報の提供を行ってきた。平成27年度は、他事業の就業相談員配置の効果もあり、情報提供件数が増加した。平成28年度からは、本事業の就業相談員を2名に増員し、情報提供から就業につなげていく支援を目標としている。
 - ・相談利用回数は、増加傾向にあるため、引き続き利用者のニーズにあった相談会等を実施していくことが必要である。
 - ・技能習得講習会参加者数は、目標値を達成できていないことから、利用を促進するため、広報、周知の方法、講習会内容、開催方法を検討していく必要がある。
 - ・平成23年度から平成27年度は、生活向上のための講習会等の実施回数を目標値として設定し、講習会と同時に、交流会を開催し、親同士の交流の場を設けてきた。今後も交流の機会を設けるため、次期（平成28年度～平成32年度）では、ひとり親家庭情報交換会の開催回数を成果目標として定めている。
- 以上のことから、母子・父子福祉センターの指定管理者として適切に管理・運営を行っているとして評価する。

15 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成28年6月3日～平成28年9月14日)

(健康福祉部)

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	平成28年6月9日
3 委員	委員長 森 正夫 委員 前原 澄子 他3名
4 諮問事項	1 公立大学法人三重県立看護大学役員報酬規程の改正について 2 公立大学法人三重県立看護大学の平成27年度業務実績について 3 第2回評価委員会の審議について
5 調査審議結果	役員報酬規程の改正について、審議のうえ意見を決定した。また、平成27年度業務実績について、法人からの説明に基づき質疑応答を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県在宅医療推進懇話会
2 開催年月日	平成28年6月13日
3 委員	座長 志田 幸雄 委員 伊藤 卓也 他12名
4 諮問事項	在宅医療体制の枠組み（フレームワーク）について
5 調査審議結果	在宅医療体制の枠組み（フレームワーク）の策定について協議を行い、合意を得た。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県地域医療介護総合確保懇話会
2 開催年月日	平成28年6月14日
3 委員	議長 駒田 美弘 委員 青木 重孝 他12名
4 諮問事項	医療介護総合確保法に基づく平成28年度計画について
5 調査審議結果	医療介護総合確保法に基づく県計画（案）について、担当課から説明を実施し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 こども相談支援部会
2 開催年月日	平成28年6月16日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 清水 将之 他4名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。(1件) 2 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。(2件)
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会 医療法人部会
2 開催年月日	平成28年6月16日
3 委員	部会長 青木 重孝 委員 田所 泰 他3名
4 諮問事項	医療法人設立について
5 調査審議結果	申請のあった医療法人の設立について、すべて承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会 審査部会
2 開催年月日	平成28年6月21日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他4名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	16名(内新規14名)の医師の指定について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県准看護師試験委員会
2 開催年月日	平成28年7月5日
3 委員	委員長 他11名(試験問題の作成に関わるため、委員氏名は非公開)
4 諮問事項	1 第68回(平成28年度)三重県准看護師試験の実施について 2 平成28年度東海北陸ブロック准看護師試験作成方針について 3 試験問題作成分担および問題確認分担について
5 調査審議結果	上記事項について説明したうえで、承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	平成28年7月6日
3 委員	委員長 澤 宏紀 委員 淵田 則次 他3名
4 諮問事項	1 地方独立行政法人三重県立総合医療センター役員報酬規程の改正について 2 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの平成27年度決算にかかる財務諸表について 3 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの平成27年度の業務実績について
5 調査審議結果	役員報酬規程の改正について、審議のうえ意見を決定した。また、平成27年度決算にかかる財務諸表及び業務実績について、法人からの説明に基づき質疑応答を行うとともに、財務諸表についての意見を決定した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	平成28年7月8日
3 委員	委員長 森 正夫 委員 前原 澄子 他3名
4 諮問事項	1 公立大学法人三重県立看護大学の平成27年度決算にかかる財務諸表及び利益処分について 2 公立大学法人三重県立看護大学の平成27年度業務実績に係る小項目評価等について
5 調査審議結果	財務諸表および積立金処分について、審議のうえ意見を決定した。また、平成27年度業務実績に係る評価について審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会
2 開催年月日	平成28年7月11日
3 委員	委員長 井村 正勝 委員 渥美 秀人 他18名
4 諮問事項	1 民生委員・児童委員の一斉改選について 2 三重県障がい者差別解消支援協議会の設置について 3 三重県手話言語条例について 4 三重県子ども条例に基づく施策の実施状況等の報告について
5 調査審議結果	上記について報告を行ったうえで、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 こども相談支援部会
2 開催年月日	平成28年7月21日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 佐々木 光明 他4名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。(1件) 2 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。(1件)

1 審議会等の名称	三重県がん対策推進協議会 がん登録事業運営部会
2 開催年月日	平成28年7月22日
3 委員	部会長 白石 泰三 委員 中村 康一 他5名
4 諮問事項	1 三重県地域がん登録事業報告書(2012年)について 2 全国がん登録における個人情報保護のための安全管理マニュアルについて 3 全国がん登録に係る実務担当者研修会の実施について
5 調査審議結果	1 三重県地域がん登録事業報告書(2012年)について説明し、承認された。 2 全国がん登録における個人情報保護のための安全管理マニュアルについて意見交換を行った。 3 全国がん登録に係る実務担当者研修会の実施について報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	松阪地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成28年7月26日
3 委員	議長 野呂 純一 委員 石田 亘宏 他18名
4 諮問事項	松阪区域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	松阪区域の2025年にめざすべき医療提供体制の方向性等について議論を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	伊賀地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成28年7月27日
3 委員	議長 馬岡 晋 委員 東 明彦 他13名
4 諮問事項	伊賀地域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	伊賀地域の2025年にめざすべき医療提供体制の方向性等について議論を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	平成28年7月28日
3 委員	会長 宮崎 つた子 委員 松田 靖利 他13名
4 諮問事項	1 三重おもいやり駐車場利用証制度について 2 臨時おもいやり駐車場について 3 UDイベントマニュアルの作成(改訂)について 4 第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の進捗状況について
5 調査審議結果	1 三重おもいやり駐車場利用証制度の課題と今後の方向性について説明し、協議を行った。 2 臨時おもいやり駐車場について説明し、協議を行った。 3 UDイベントマニュアルの作成(改訂)について説明し、協議を行った。 4 第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の進捗状況について報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会 病床整備等検討部会
2 開催年月日	平成28年7月28日
3 委員	部会長 駒田 美弘 委員 青木 重孝 他4名
4 諮問事項	医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号に規定する診療所(特例適用診療所)に関する手続きについて
5 調査審議結果	特例適用診療所に関する申出手続き等の一部改正について、各委員から意見聴取を実施した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三泗地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成28年8月1日
3 委員	議長 淵田 則次 委員 加藤 尚久 他17名
4 諮問事項	三泗区域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	三泗区域の2025年にめざすべき医療提供体制の方向性等について議論を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	伊勢志摩地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成28年8月1日
3 委員	議長 畠中 節夫 委員 日比 秀夫 他16名
4 諮問事項	伊勢志摩区域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	伊勢志摩区域の2025年にめざすべき医療提供体制の方向性等について議論を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	桑員地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成28年8月2日
3 委員	議長 東 俊策 委員 桑原 浩 他15名
4 諮問事項	桑員区域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	桑員区域の2025年にめざすべき医療提供体制の方向性等について議論を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	東紀州地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成28年8月8日
3 委員	議長 長谷川 陽 委員 平谷 一人 他14名
4 諮問事項	東紀州区域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	東紀州区域の2025年にめざすべき医療提供体制の方向性等について議論を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県准看護師試験委員会
2 開催年月日	平成28年8月8日
3 委員	委員長 他11名（試験問題の作成に関わるため、委員氏名は非公開）
4 諮問事項	1 三重県作成問題の検討 2 今後の試験問題確認作業について
5 調査審議結果	三重県作成問題について決定した。
6 備考	

1 審議会等の名称	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	平成28年8月9日
3 委員	委員長 澤 宏紀 委員 淵田 則次 他3名
4 諮問事項	地方独立行政法人三重県立総合医療センターの平成27年度業務実績にかかる評価結果について
5 調査審議結果	平成27年度の業務実績にかかる評価を決定した。
6 備考	

1 審議会等の名称	津地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成28年8月9日
3 委員	議長 浦和 健人 委員 上野 利通 他14名
4 諮問事項	津区域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	津区域の2025年にめざすべき医療提供体制の方向性等について議論を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	鈴亀地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成28年8月10日
3 委員	議長 西城 英郎 委員 落合 仁 他11名
4 諮問事項	鈴亀区域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	鈴亀区域の2025年にめざすべき医療提供体制の方向性等について議論を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議
2 開催年月日	平成28年8月10日
3 委員	会長 岡本 陽子 委員 田口 鉄久 他9名
4 諮問事項	1 教育・保育の実施状況と今後の取組について 2 認定こども園の設置予定と幼保連携型認定こども園の認可手続きについて 3 人材確保、質の向上等について 4 地域子ども・子育て支援事業について
5 調査審議結果	子ども・子育て支援事業支援計画を推進するために、平成27年度の実施状況と今後の取組について、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会 審査部会
2 開催年月日	平成28年8月16日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他8名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	13名(内新規11名)の医師の指定について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 こども相談支援部会
2 開催年月日	平成28年8月18日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 佐々木 光明 他4名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。(1件) 2 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。(2件) 3 児童福祉法第33の15に基づく被措置児童虐待に関する対応状況等の報告を行った。(1件)
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	平成28年8月25日
3 委員	委員長 森 正夫 委員 前原 澄子 他3名
4 諮問事項	公立大学法人三重県立看護大学の平成27年度業務実績に係る評価について
5 調査審議結果	平成27年度業務実績に係る評価を決定した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会 手話施策推進部会
2 開催年月日	平成28年8月30日
3 委員	部会長 林 智樹 委員 深川 誠子 他7名
4 諮問事項	三重県手話施策推進計画(仮称)について
5 調査審議結果	三重県手話施策推進計画(仮称)の策定に向けて、計画の位置付け、計画の期間及び計画案の概要について、審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県精神保健福祉審議会 アルコール健康障害対策推進部会
2 開催年月日	平成28年8月31日
3 委員	部会長 竹井 謙之 委員 猪野 亜朗 他11名
4 諮問事項	三重県アルコール健康障害健康対策推進計画素案について
5 調査審議結果	三重県アルコール健康障害健康対策推進計画素案について意見を伺った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会 歯科保健推進部会
2 開催年月日	平成28年9月1日
3 委員	部会長 羽根 司人 委員 伊藤 彰則 他11名
4 諮問事項	1 みえ歯と口腔の健康づくり年次報告（案）について 2 後期高齢者歯科健診について 3 平成28年度歯科保健推進事業について
5 調査審議結果	みえ歯と口腔の健康づくり年次報告（案）について承認を得た。 みえ歯と口腔の健康づくり基本計画に基づく歯科口腔保健施策の実施状況等について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会
2 開催年月日	平成28年9月2日
3 委員	会長 藤原 正範 委員 西口 裕 他17名
4 諮問事項	1 里親審査部会の審議内容について 2 保育所の認可について 3 三重県家庭的養護推進計画にかかる数値目標の変更について 4 「子どもを虐待から守る条例」の年次報告書について
5 調査審議結果	上記について報告等を行い、意見交換を行った後、すべて了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県国民健康保険運営協議会準備会
2 開催年月日	平成28年9月6日
3 委員	会長 駒田 美弘 委員 岩崎 祐子 他9名
4 諮問事項	1 三重県の国民健康保険の現状報告 2 今後のスケジュールと審議内容
5 調査審議結果	今後の進め方等について担当課から説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	平成28年9月7日
3 委員	委員長 澤 宏紀 委員 淵田 則次 他3名
4 諮問事項	1 地方独立行政法人三重県立総合医療センター第一期中期目標期間終了時における検討について 2 地方独立行政法人三重県立総合医療センター第二期中期計画（案）について
5 調査審議結果	第一期中期目標期間終了時における検討について審議を行った。また、第二期中期計画（案）について説明を行ったうえで、質疑応答を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会 地域医療対策部会
2 開催年月日	平成28年9月13日
3 委員	会長 伊藤 正明 委員 緒方 正人 他12名
4 諮問事項	伊賀市立上野総合市民病院の地域医療支援病院の承認について
5 調査審議結果	地域医療支援病院として承認することが適当と認める答申を受けた。
6 備考	